

平成 27 年 3 月 10 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成 27 年 3 月 10 日(火) 午前 9 時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	志村 忠昭	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	尾崎 忠義
11 番	渡邊美喜子	12 番	庄野 克宏
13 番	門 瀧雄	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 9 時 00 分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集を頂きましてありがとうございます。

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、4 番、村井保夫君、12 番、庄野克宏君を指名致します。

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に 6 番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

おはようございます。

6 番、村岡清邦です。

平成 27 年度の施政方針についてお尋ねを致します。

私は、27 年度の施政方針の中から、順序は前後いたしますが、いくつかの質問を致します。

はじめに、ホームページの「観光ページを刷新」のことについて、質問を致します。

施政方針には、本町のホームページにおける観光ページを刷新するとともに、より自由度を増し、様々な情報発信が云々とあります。

私は、町内の出身者が、遠くに住んでいて、多度津に住んでいたあの頃の、あの場所、あの建物、あの辺りの風景はどうなっているのか、季節が変わる度に気にかかっておられるのではないかと想像するものです。

そうした思いに応えるために、風景の写真とその下に、カレンダーをあしらったもの、例えばホームページをコピーすれば、手帳の中に差し込むことができる大きさものを載せるスペースはありませんか。

例えば、海岸寺の浜の夕日の写真と 3 月カレンダー、道隆寺の写真と 4 月カレンダー、また、池の周囲にある遊歩道の風景とカレンダーなどを考えることができます。

A6 版程度の大きさなら、手軽だと思います。

多度津町を知っていただくこともできますし、魅力発信ともなります。

加えて、遠くにお住まいの方は、一度、多度津の町に帰ってみたいくなるのかも

しれません。また、あの場所はどうなっているのだろうかとの、写真のリクエストも期待できますし、次には、多度津町への「ふるさと納税」も期待できるかもしれません。

次に第6次総合計画について、施政方針には、次のように記載があります。現在、策定を進めております、第6次多度津町総合計画については、まちづくり委員会、まちづくり座談会を開催し、委員の皆様から多くのご意見をいただきました、とあります。

まちづくり委員会、まちづくり座談会の開催状況については、どの程度の回数を開催されたのでしょうか。

また、多数のご意見もあったとのことですが、今後においても、まだまだ、住民の方から、より多くのご意見の提案をいただく機会を設定してはどうでしょうか。

次に学校給食の食材の活用については、施政方針では地元の生産者の方々「ひまわりの会」が生産した安全・安心な旬の新鮮な野菜などを使用した学校給食の充実に努めてきたところです。

今後も、生産者の顔が見える生きた教材を活用した「食育」をより一層推進してまいります、とあります。

「ひまわりの会」からの食材の供給は、生産者の方々のご努力により、これまでの学校給食に貢献されて来られたと感じております。

地域で生産された作物を地域で消費する地産地消の重要性を、ご理解いただき労を惜しまず対応していただいておりますことに、感謝を申し上げなければなりません。

今後もなお一層推進をいただけるようですが、食材の供給量の確保のことについて、生産者の方々にもご理解いただくことの検討を進める必要も生じてくるのではないですか。

必要な量の確保があつてこそ、学校給食の食材に活かすことができると思います。

次に水道事業については、施政方針では町民の皆様「安全な水道水を安定して供給する」という水道管理者としての使命を果たすため、災害時を想定した云々とあります。

去る3月1日には、全町断水といった状態となりました。

職員の皆様の懸命のご努力により短時間のうちに復旧でき、一安心をいたしました。

我が家では、瞬間湯沸かし器が点火できない状態となり異常に気がついたものです。

ところで、水道事業の一元化、準備協議会への参画について、様々な角度から

研究され、準備協議会に参画をする旨の書類を、去る、12月下旬に県に提出されました。

その後、他の自治体の状況については、新聞報道にもありましたように、参画をしないと表明した自治体もありました。

参画しない自治体ができただけで、これまで考えていたシミュレーションから大きく変更になる部分も出てくると想定されます。

全体的なことは、これからの準備協議会のなかで、再度協議をすすめていくこととなるものと思います。

こうした中、本町として、「安全な水道水を安定して供給する」事からすれば、施設のことも含め、今までと違った対応も視野に入れる必要が生じたのではないかと想定されます。

また、先日も質問しましたが、北鴨の深井戸の水を平瀬浄水場まで送水し、浄水するとの説明もありましたが、どのようになるのでしょうか。

周辺の自治体が参画しないこととなったことで、北鴨浄水施設についても、自己水源の確保のことからも、再検討が必要となるのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

一つ、観光ページの刷新にあわせ、写真付きカレンダー枠は設定できませんか。

一つ、まちづくり委員会、座談会などの開催状況などについて、また、今後の意見提案の機会を設けることについて、

一つ、食材確保に向け、生産者への協力依頼について

一つ、水道事業の一元化に不参画の自治体ができただけによる、想定される対応変化について、質問を致します。

よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員の「まちづくり委員会、座談会などの開催状況と、意見提案機会を設けることについて」のご質問に対し、お答えをしております。

まちづくり委員会は、第6次総合計画に町民の様々な意見を取り入れることを目的として、3回に亘り開催され、その成果は提言書にまとめられ、提出をいただきました。

その提言までの経緯について申し上げます。

昨年7月に町の関係団体等から推薦を受けた20名を町民の代表として、まちづくり委員会に委嘱致しました。

8月に第1回委員会を開催し、基本構想に関する検討を開始しました。

9月から11月にかけては、委員の全員が3つの部会に分かれ、それぞれ3つのテーマを担当し、町民から公募した座員20名及び、町の担当課職員20名を加えて、まちづくり座談会を9回開催し、延べ126名が参加して町の延ばすべき

ところ、改善すべきところ、今後取り組むべきことについて意見交換を行いました。

それを受けて12月に第2回委員会を開催し、各テーマの座長が座談会の報告を行い、提言内容について意見交換を行っていきました。

その結果、今年1月、第3回委員会を開催し「まちづくりについての提言」をいただきました。

本提言書の提出をもって、第6次総合計画に関するまちづくり委員会の活動は終了致しましたが、来年度、更に多くの意見を反映できるように、総合計画策定に関する基本的事項を審議していただく総合計画審議会において、幅広い層からの委員の選定に留意をして参ります。

なお、本提言書は町のホームページに掲載しておりますので、ご覧になっていただけたらと思います。

他にも毎年、町政報告会や対話集会を開催していますので、多くの町民皆様にご参加をいただき、ご意見ご要望をいただきますことを期待しております。ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問には、各担当課長より答弁をして参りますのでよろしくお願いを致します。

産業課長（神原 宏一）

おはようございます。

村岡議員ご質問の内、「観光ページの刷新に併せた写真付きカレンダー枠の設定」について、答弁を申し上げます。

現在、本町ホームページの観光情報につきましては、昨年から段階的に内容の見直しを行い、写真の掲載を増やし、分かりやすく、本町の魅力を伝えられるよう更新を続けているところでございます。

また、本町観光協会のホームページにつきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に構築できるよう本定例会での予算の補正をお願いしているところでございます。

これまでの行政の枠にとらわれず、店舗や物産の紹介、会員事業者のPR等、柔軟性のある情報発信ができるよう取り組んでまいります。

議員のご質問にありますように、本町の魅力を発信するうえで、写真の力は非常に大きなものがあると思います。

現在、本町ホームページのエントランスページでは、町内の様々な場所で撮った写真を可能な限り更新しているほか、「フォトギャラリー」のページを設けています。

また、町観光協会では毎年秋に「フォトコンテスト」を実施し、入選作品は町ホームページにも掲載しているところです。

写真は、撮る場所や時間帯、季節、天候、撮影者の視点等により、本町の異な

る表情を写し撮ることができます。

また、写真を観る人の感じ方には千差万別があります。

そういった意味では、ホームページ上に魅力ある写真がたくさんあることが必要であり、町内外の皆様から様々な視点で本町の魅力を写し取った写真が数多く寄せられますよう、ホームページや「フォトコンテスト」の改善が必要であると考えております。

このような改善を進め、本町ホームページの掲載写真の充実を図る中で、議員のご質問にありますカレンダー枠の設定につきましては、技術的な課題を検討し、どのような手法がとれるのか、関係課間で協議を進めていきたいと考えています。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

村岡議員の3点目「学校給食の食材確保に向け、生産者への協力依頼」についてのご質問にお答えします。

村岡議員おっしゃる「ひまわりの会」は、平成20年10月26日に、将来を担う子どもたちに学校給食において、新鮮で安全・安心な野菜等を供給するため、多度津町学校給食生産グループ「ひまわりの会」として設立しました。

地元で生産され、生産者の顔が見える野菜等を食すことができ、食育に大きな効果をもたらしているところであります。

毎月、学校給食共同調理場（給食センター）に「ひまわりの会」の代表の方、産業課担当職員、栄養教諭、教育委員会担当職員が一堂に集まり、野菜等の生育状況、今後の出荷予想などについての情報の交換を行いながら、同会の生産した野菜等の供給を優先させ、不足分については、入札により納入しております。

おおむね、設立当初からの食材を購入いたしており、現在は、「大根」「ナス」「玉ねぎ」「みかん」「スイカ」「ブロッコリー」「にんじん」などを季節に合わせて供給いたしております。

生産者の皆様方には、今後とも、無理のないところでご協力を願っておるところであります。

食育としても、地元産の野菜等での学校給食は、大変重要であり、これからも関係者との連携を深め、対応していきたいと考えております。

ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

上下水道課長（河田 数明）

おはようございます。

村岡議員ご質問の4点目、「水道事業の一元化に不参加の自治体ができることに

よる対応変化について」の答弁をさせていただきます。

議員のご質問の中にもあります通り、建設産業民生常任委員会及び全員協議会で説明させていただいた、「広域水道事業体及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」につきましては、直島町を除く、香川県の全市町が参加した場合のシミュレーションであります。

そのシミュレーションを基に、各市町が「香川県広域水道事業体設立準備協議会」への参加の可否を判断した結果、協議会を設ける団体は、議案の提案説明で説明させていただいた通りでございます。

議員の言われる通り、参加市町がシミュレーションとは異なることから、「基本的事項のとりまとめ」とは変わる点が生じることと思われま。

参加市町が決定したことにより、本定例会に提出させていただいております、「香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について」の議案が可決された後には、本年4月1日より設置される、準備協議会の事務局に職員一名を派遣した中で3年をかけ、連絡調整及び広域的な水道事業に係る計画の作成を行うこととなっております。

本町といたしましても、当然「安全な水道水を安定して供給する」という目的は水道事業の基本方針で、外すことの出来ない事項であり、優先させるべきことと思っております。

町所有の水道施設の有効な利用も含め、準備協議会の中で、しっかりと提案及び論議していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、村岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、村岡議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（村岡 清邦）

ご丁寧な答弁誠にありがとうございました。

食育の地産地消のことにつきましても、十分な取り組みがなされておるようですが、課長のお話を聞きますと、例えばですがイチゴを出したらですね大きいのとちっちゃいのがあったとかね、キーウイでありますと完熟したのとなかなかまだちょっと完熟してないというような食材になってしまったというようなことから、少し問題になったというようなこともあったようでございますから、そうしたことにも配慮をしながらですね、食材の確保、現在2300食を多度津町は給食を作っているようですから、そうしたものの確保に向けてですね、十分な対応を取っていただきたいなど、これは要望でございます。

それからもう一つ、水道事業のことにつきましても3年間をかけて、これから協議を十分にしていって、こういうことでございます。



答弁をいただきましたが、なお細やかな部分につきましては今後開催をされま  
す建設産業民生常任委員会の中で、逐次発言させていただけたらというふうに  
思っております。

よろしく申し上げます。

答弁いりませんので、ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、6 番村岡議員の一般質問を終わります。

次に 11 番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

11 番、渡邊美喜子一般質問をさせていただきます。

はじめに 2 月 8 日に執行されました町長選挙におきまして、ご当選され改めて  
心よりお慶び申し上げます。

私も町政に引き続き携わることにより、心を新たにして、町民の皆さんの代弁者とな  
れるようしっかりと取り組んで参ります。

町長はじめ執行部の皆さんよろしくお願い致します。

それでは一般質問させていただきます。

1 点目は、わが町の定住促進対策、人口減少対策についてであります。

日本創生会議の発表によりますと自治体の人口減少が重点課題として取り上げ  
られ、若者の定住を促進、子どもを産み育てる施策など大きな問題となっております。

多度津町もこのままでは 2040 年には人口は 2 割減、子どもの人数も 4 割減と深刻  
な状況であります。

人口減少は地域の担い手が不足し、地域が衰退すると予想されます。

人口減少問題に町民、町、議会が一丸となり早急に取り組まなければならない、  
鉄は熱いうちに打てと言います。

総合的な対応施策を行うことが不可欠であります。

例えば島根県の邑南町は、平成 17 年の人口が 1 万 2944 人から平成 22 年 1 万  
1966 人で 978 人も減少、その上 0 歳から 18 歳の児童数は 1902 人から 1660 人  
で 242 人が減少しました。

そこで町は、平成 23 年からの 10 年間にしっかりと対策をし、「0 歳から 18 歳  
までの児童人口を平成 33 年には 1800 人」にすることを数値目標に掲げ、子育て  
支援を重点に総合的な施策に取り組み「日本一の子育て村推進基本計画」を  
策定し取り組みました。

その結果平成 25 年に人口が 20 人増え出生率は、2.65 という高い数値となり定  
住促進対策の効果であると言われております。

その総合施策を上げますと、第2子以降の保育料を完全に減免、一般不妊治療費の助成、放課後児童クラブの減免制度、農林後継者の育成基金、特定不妊治療費の助成制度、出会いのサポーター、住まいの住宅空き家改修補助、通学費の助成生活道路整備費等が対象であります。

結婚から子育てまで支援して全庁一丸となって定住対策を推進しています。

わが町も「選択」と「集中」で取り組まなければならないと考えます。

町の考えをお伺い致します。

2点目は多度津山サッカー場の環境整備についてであります。

多度津山サッカー場の環境整備について、以前から多くの保護者の皆さんから強い要望がありました。

話を聞きますと、納得する点が多く、今議会の一般質問に取り上げました。

毎年招待サッカー大会が開催され、参加チーム、応援団、保護者の皆さん等、約1000人以上の方が来られるそうであります。

設備が不十分でクラブハウス的なものではなくテントのみ、水回りは1カ所、トイレは共同トイレであり、町外から来られる大会には、多度津町民として、恥ずかしく感じますとのことであります。

新しく出来ました丸亀競技場と比較されることもあり、芝生、夜間照明などの要望も聞いております。

また風向きにより近隣の青木、白方地域が砂埃で洗濯物が干せない、芝生になれば違ってくるなど苦情をも聞いております。

補助金制度を活用し、子ども達の心身に成長、育成できる環境整備をお願い致します。

町のお考えをお伺いします。

3点目でございますが、教育委員会の制度改革についてであります。

本年度より地方教育行政法の改正に伴い、教育委員会制度の改革が行なわれました。

首長の権限が強化され、合議制の機能が弱体化するのではないかという報道もあります。

政治的中立が必要な教育行政において、今回の制度改革は大きな改正であります。

本町における教育委員会改革の現状と総合教育会議の位置づけについて、また町長はこの教育委員会制度の改革をどのようにとらえお考えになっているのか、見解をお聞き致します。

以上でございます。

よろしくお願ひ致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員のご質問のうち、「教育委員会の制度改革」についてお答えをしております。

教育委員会制度改革に至るまでの文科省の考えは、依然として全国的に発生しているいじめや児童虐待等、不祥事が無くならないことに、根本的な改革の必要性に迫られているのだと思います。

地方自治の最終責任は首長にあるのだから、教育行政においても責任を負うべきとの見解だと理解をしております。

本町では、従来より教育委員会の主体性を大切にしながら、教育委員会とは密接な連絡を取り合い、教育行政を進めているところであります。

その姿勢については、これまでと同様であると考えております。

この度の教育委員会制度改革によって、教育委員長と教育長を一本化し、首長が教育長を直接任命する事で、教育行政における責任の所在を明確にし、迅速な危機管理体制の構築を図ることになります。

また、新たに設置する総合教育会議及び大綱の策定により、首長と教育委員会の意思疎通の円滑化、教育施策の方向性を共有化することで、首長との連携強化を図ることができます。

こうした改革を通して、今まで以上に教育推進力を高めるとともに、住民の意見を反映した教育行政にできると考えております。

改めて教育委員会と密接な連携を図りながら、教育委員会を活性化できるよう、着実に改革を進めてまいりたいと考えております。

また、教育の政治的中立性や継続性、安定性についてですが、引き続き教育委員会は合議制の執行機関として、そのまま残ります。

さらに、職務権限についても変更がなく、教科書選択や人事、教育課程の編成も専決事項となっております。

その上、教育委員からの会議招集請求権、議事録の作成と公表なども設けられており、教育の政治的中立性や継続性、安定性は確保できると考えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問につきましては、担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いを致します。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

渡邊議員の「定住促進対策、人口減少対策について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

多度津町の人口減少問題も、他市町と同様に深刻な問題であり、重点的に取り組まなければならない課題であります。

昨年末に、人口の減少と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、今後5ヵ年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・し

ごと創生総合戦略」が閣議決定され、これを受けて、町においても「地方人口ビジョン」及び、「地方版総合戦略」を策定する努力義務が示されました。

これは、全国で人口減少が起きている中、住民を奪い合う施策の競争を煽るのではなく、改めて人口減少問題を住民に周知し、その問題の克服に向けて、住民と行政が協力していかなければならないことを意味しております。

先ず、人口の現状分析ですが、町内の人口の年齢構成や総人口等がどのように変化してきたのか、その要因はどのようなものであったのか等を分析し、様々な仮定の下で自然増減や社会増減などの見通しを立て、将来人口推計を行って比較することで、多度津町の人口の将来展望として示せるように進めていきます。

次に、住民の結婚・出産・子育ての希望や、地方移住に関する課題、地元就職率の動向や進路希望、定住自立圏を単位とする地域連携に関する調査等を行い、多度津町独自の課題や目指すべき将来の方向として示せるように進めていきます。

以上のような過程を経て「地方人口ビジョン」及び、「地方版総合戦略」を策定し、多度津町の将来のまちづくりのイメージを明確にし、情報の共有を図ることによって、町の活性化、発展に繋げていこうとするものであります。

つまり、自分達の町には何が足りないのか、もう一度客観的に見つめ直し、一人でも多くの方に、住んでみたい、子どもを育ててみたい、と思える町にすることが、この人口減少問題に対する解答であり、本町行政に携わる者全員が一丸となって取組んでいかなければならない課題であると考えております。

以上で、渡邊議員の「定住促進対策、人口減少対策について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

続きまして、「多度津山サッカー場の環境整備について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

現在、多度津山サッカー場と呼ばれている場所は、新しい消防署が建設されているところの海側にあります、約2万8600㎡の土地のことではありますが、この、大人のサッカー場が2面取れるほどの広大な土地は、二十数年前、大学誘致に向けて造成した土地であります。

それが、誘致できずに空き地になっていたものを、空いているのなら使いたい、とのことでサッカー場として使用するようになったと聞いております。

ただ、場所的には山の上にあり、小学生や中学生が使うのには不便で、ボランティアの方が種を蒔いても、地表近くが岩盤のため芝が根づかないなど、グラウンドとして使うには多少問題があります。

しかし、関係者の方々の努力によって大きな大会が開催され、長年、サッカー場としての実績をあげてこられたこともあり、町としても、造成した目的から

外れない程度に、水道やトイレを整備するなどの支援をしてまいりました。一方で、この土地をこのままの状態で放置するのではなく、町の活性化に繋げる方法がないのか探るところでもあり、「補助金を使って、全体を芝生化する」「半分の1面を芝生化して、残り半分を企業誘致に使う」、「平地にサッカー場の代替地を造り、全体を企業誘致に使う」などの案について、現在、検討しているところであります。

先日も「日本サッカー協会」の職員の方から「より安い芝生化の方法」や「より安い維持管理の方法」などを教わる機会があり、それを基に芝生化した場合の収支の検討を行ってみました。

その結果、近隣の類似施設の稼働状況などから、ナイター設備とクラブハウス、1面を芝生化した場合の使用料収入と維持管理経費の差、つまりランニングコストは平日の夜間と土日、及び祝日に全て使用されると仮定した場合、それに堪えるグラウンドの維持、及び施設を管理する人が常駐するなどとして、年間約600万円程度の赤字になりそうだということがわかりました。

今後は、その他の体育施設同様、黒字にすることは難しいと思いますが、その赤字をどれくらい抑えることができるのか、建設費なども含めて詳細に分析した上で、その施設の必要性、また、その他の案の可能性などにつきましても、併せて検討してまいりたいと考えております。

以上で、渡邊議員の「多度津山サッカー場の環境整備について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

そこでですね、1点目の定住促進対策、人口減少対策についてであります、やはりこれは地域に合った子育て支援とか、雇用の問題、また工場誘致、いろいろとその地域の創意工夫が必要であると思います。

そこで、町長さんにご質問させていただきます。

実は2点程なんですけども、先日町の商工会議所の婚活いうんですか、そういう部分でお話を聞きますと、1組がまとまったということで、すごくいい成果というのか、効果が出ているということで。

また2組ですかね、今お付き合いしているということも聞いております。

大変素晴らしいなと思いましたが、その時ですね、これを継続していくのは、やはり予算的にちょっと無理があるんですということも聞いております。

例えば丸亀市で、この間一大イベントということで、12月にありましたクリス

マス会を開催して、それを一大イベントでたくさんの方を婚活パーティという形に、内容ははっきりしてないですけども、行うということでその予算が 250 万ということで載っておりました。

町として、子育て支援そして人口を増やすという大きな位置づけになってくるんじゃないかなというふうに思いますので、その点につきましてどのようにお考えなさっているのかということと、それからですね、定住促進対策の分になるのですけども、実は 2 月 10 日ですかね、新町長に聞くということで駅周辺の活性化を推進、インタビューを受けておられます。

その項目の中で、町営住宅の長寿命化と集約化を進めており、この中で移住定住してくれる若者向けの町営住宅を整備し、安く提供する事も考えているということであります。

私はこの件について、すごく賛成なんですけども、これもある自治体では成功を収められて人口も増えているということで、町営住宅、住宅を提供するということで金額も 3 万 5,000 円ということでね、他の自治体とも比べますと大変に金額が安くて、若者が家庭を持ち、そしてそこで生活ができるという一つの大きな環境づくりかなというふうに思っております。

できることから一つ一つやっていかなければ、それこそ人口が減少する、生き残れるのか、そういう部分にもつながってまいります。

1 年 1 年遅れるごとにそういう対策から本当に多度津町大丈夫なのか、そういう部分も含めましてしっかりと取り組んでいただければならないし、私達も考えていかなければならないと思いますので、その 2 点について町長より答弁をお願い致します。

あとの分に関しましては、いろいろと今後のことも十分あると思いますので、またその都度委員会等でお話をさせていただきます。

よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員の再質問 2 点についてお答えをしてみたいです。

渡邊美喜子議員の人口減少対策又は定住促進対策の中で、いま商工会議所の青年部が行っております婚活の活動についてのお話がありました。

1 人まとまったということですが、これは私の知り合いの息子さんなんですけども、今継続してお付き合いをしたいと思っている方もいらっしゃるということも聞いておりますが、この商工会議所青年部との当初、私が町長に就任させていただいた時に合同でやりましょうということで、町の方からも補助金を出して、やったこともあります。

その後ですね、婚活ということに関して飲み食いをするということに対しての町が関与するというのは税金を使うということで、いかがなものかというこ

とがありました。

その時点で、少し休憩をしております。

今回もこの婚活に関しましては、私共の方から予算的なものをお聞きしましたが、今回は自分らでやっていけるということでしたので、今回の補助はしておりませんが、私の施政方針の中でも人口減少問題におきまして、今私共がやらなければいけないのは雇用の創出とそして結婚機会を設けることというのがあります。

また子育て支援の充実と3つあげておりますが、その中でも柱になる事業だと認識をしております。

これからも町が単独でやるのではなくて、民間と民間活力を導入していきながら、この結婚の機会を設けることについて、これから推進をしていこうと思っております。

また町営住宅長寿命化計画の中で、今若者向けの町営住宅を安くお貸ししようということを考えておりますが、今、議員の皆様ご存じのように、今は財政的に非常に困窮をしている状況でありまして、私の施政方針の中にも優先順位を決めて「選択」と「集中」の中で、大事な町民皆様からお預かりしている税金の運営について考えているところであります。

その中で今、子どもの教育環境を良くすること、そして防災減災対策、町民の皆様が災害に強い安心・安全で暮らせる町づくり、そのような方向で今重点施策として上げておりますので、もう少し時間をいただいて、この町営住宅等長寿命化計画の中で必要なところと不必要なところに分けて、そして不必要なところは売却するなり、また貸し出すことによって新たな財源を生み出すという、私の公約の中でもあります。

今町営住宅を壊そうとすれば、やはり初期投資がかかります。

今の財政状況を考えて、少し時間の余裕をいただけたらと思っております。

子育て支援の充実の中で、町営住宅の有効活用を考え、若い世代の人たちが住めるようなそういう町営住宅の提供も考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

再質問に対する町長からの答弁が、ありましたが、渡邊議員、再々質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございました。

1点だけちょっと気にかかるんですけども、婚活で税金を飲み食いというそういう部分も含めてなんですけども、私は会費というものをやはり参加している方は、3,000円とか、2,000円とか、5,000円はなかったと思うんですけども、

食べたり飲んだり飲食料に関しては、私は会費でしているような部分になるのかなとそういう解釈を私自身がしております。

そして後の活動費という形でね、少しでも丸亀は250万、多いか少いかは分かりませんが、丸亀市と商工会議所が一緒になってこの人口減を食い止めるということで、まずは一つからいうことで婚活パーティということになってると聞いておりますので、本当にそういう部分も根本的から結婚をするという部分から始めないとなかなか増えないんじゃないかなというふうに思っております。

飲み食いに税金を使うという解釈ではなくって、やはり活動費の一部というふうに考えていただければなあというふうに思っております。

以上です、要望です。

議長（志村 忠昭）

これをもって、11番渡邊議員の一般質問を終わります。

次に、8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

8番、古川幸義です。

はじめに明日で東日本大震災がおきましてちょうど4年目になります。

大震災で尊い命を亡くされた2万人の方、またわずか激震から10分で現地に向かい消火活動、救命活動により252名の消防団の方々が命を落とされました。

これに対し哀悼の意を表します。

そしてご冥福をお祈りいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして次の質問を致します。

はじめに、丸尾町長2期目の就任おめでとうございます。

心よりお喜び申し上げます。

当選後のインタビューでは決意として「災害に強い町づくりや多度津を元気にする町おこしなど一期目掲げた公約に全て取り組む事ができたが、まだ少し芽を出した状態で、これからは枝葉を付けて大木に」と決意を述べられ、町民の皆様方や我々議会としてもこれからの町の発展と向上に期待しておりますのでどうかよろしく願い申し上げます。

それでは、これより一般質問に入らせていただきます。

1番目の質問は、「高齢化社会に対し多度津町における将来の対策」について。社会の高齢化が急速に進む今日、本町においても老々介護や、在宅介護、認知症、高齢者の低年収・生活苦などの数々の問題が山積しております。

本町での検討事項、取り組み等についてお伺い致します。

1. 老老介護について。



一つ、高齢者が孤立しない対策として、本町の取り組みはどの様になっているのか。

一つ、高齢者が地域社会との連携を深め、疎遠にならない様な活動支援についてどの様に対応しているのか。

## 2. 在宅介護について。

一つ、介護家族が抱える身体的負担、悩みに対しメンタルケア、サポート支援などの取り組みはどうしているのか。

一つ、介護家族が介護の担い手となり、サービスを受けず何もかも引き受けているケースが多く見受けられますが、家族が閉鎖的環境にならない為にはどのようにしているのか。

## 3. 認知症対策に対し。

一つ、認知症予防対策について、各市町では様々な取り組みを行っていますが、本町ではどの様な取り組みを行っていますか。

一つ、認知症患者に対し「見守り」については、どの様に取り組んでいるのか。

## 4. 高齢者の低年収・生活苦について。

一つ、生活保護基準よりも低年収である高齢者世帯は高齢者世帯の中での割合で言えばどれくらいなのか。

一つ、年金給付のみで生活していて、医療費や介護の負担増によって生活苦を訴える相談者は年々増加傾向にあると思えるが実態はどうか。

一つ、生活困難を訴える高齢者に対し、本町での救済措置はどの様なものか。

一つ、本町でも「老後破産」とみなすケースは在るのか。

以上4点「高齢化社会に対し多度津町における将来の対策」について質問致しますので詳細で解りやすい答弁をお伺い致します。

2番目には、「消防団員の命と生活を大災害から守るため」について。

今回、多度津町消防団条例の一部を改正する条例として第3条1から3を改めるよう議案としておりますが、内容としては年齢制限や居住地などの制限を緩和しております。

多度津町消防団条例や、多度津町消防団規則などは昭和36年3月から施行され附則を付け加えながら今日に至っております。

しかしながら東日本大震災時、約2万人の犠牲者の中に先程申しましたが約250数名もの消防団員がいたのも現実であり、多くが消防団の活動中に犠牲者になったのが事実であります。

条例や規則では消防団とは消火活動はもとより自然災害における救助救出活動など災害に対処する活動を云っているだけで大震災などの非常時での活動に対処してないのが事実ではないでしょうか。

本町においても、近年起こるといえる東南海トラフ大地震に備え、倒壊や津波による多発災害に対応する救助活動、多発する火災に対し消火活動、倒壊家屋からの人命救助など常備消防で対処出来ない所を担うのが消防団であります。本町ではこれから起こりうる大災害に対しどの様に対処するのかをお伺いいたします。

1. 現在、小型ポンプ操法などを通し操作や動作などを基本と教育しているが、震災時や災害時の危険予知訓練など命を守る基礎知識などの教育はしているのか。
2. 大震災時、分団ごとのエリア内の救難、救出についての出動要請や、各分団の役割分担など明確にしているのか。
3. 大震災時、消防団員の通信手段はどの様にするのか、情報を傍受するのか、各分団内部の伝達はどうするのか。
4. 大震災や津波襲来時、常備消防では対応できない状態であると思われませんが、各消防分団と地域の防災組織、自治会、水利組合等との連携した活動が望まれると思いますが、どの様に取決めしているのか。
5. 震災時、避難勧告など消防団などに依頼される事と思えるが方法手順は整備出来ているか。

以上震災時、消火活動、救出、避難活動など危機管理上既に取決めされている事など詳細にお答え願いまして5点質問とさせていただきます。

以上で、「高齢化社会に対し多度津町における将来の対策」についてと「消防団員の命と生活を大災害から守るため」についての2点を質問させていただきます。宜しくご答弁お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員のご質問のうち「消防団員の命と生活を大災害から守るため」についてお答えをしております。

消防団員の皆様には、1年中、昼夜を問わず、町民皆様の生命・身体・財産を守っていただき、消防署員だけでは補えない町民の安心安全にご貢献いただいておりますことに常に感謝を申し上げているところであります。

その消防団員の必要性に鑑み団員数が減少傾向にあることから、団員の最低年齢は定めても上限は定めないこととし、町に在住していなくても町に職場があれば入団できるという入団制限緩和の条例改正を今会議でお願いしているところであります。

今後、30年以内に起こる可能性が70%以上あると言われております南海トラフが引き起こす大地震に備えるべく、町内企業や団体等と防災・減災に関する連携協定を締結させていただいておりますが、行政と民間が連携協力して町全体を守ることが必須だと考えております。

その意味では町民を守っていただく消防団活動は欠くことのできない大きな戦力だと考えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他の質問に対しましては、各担当課長より答弁をしましてまいりますのでよろしくお願いを致します。

消防長（前原 成俊）

おはようございます。

古川議員ご質問の 2 点目、「消防団員の命と生活を大震災から守るためについて」の答弁を申し上げてまいります。

まず、本町消防団員の皆様には忙しい家業のかたわら、郷土愛護の精神に基づき火災等の危険な現場活動をしていただいていることに対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

議員のご質問のうち、1 番目「震災時や災害時の危険予知訓練など命を守る基礎知識などの教育はしているか？」とのことですが、議員ご指摘のとおり、東日本大震災では数多くの消防職・団員が殉職したことから、国も緊急消防援助隊の増隊や消防団の装備充実を図っておりますので、本町と致しましても消防団員の資質向上及び消防団の機械器具や個人装備の充実を図るのが喫緊の課題であると認識しているところでございます。

そういったことから、教養・教育のソフト面では香川県消防学校での研修や香川県市町総合事務組合主催の「危険予知訓練」などの各種研修会に参加しておりますし、分団ごとに消火訓練・救急訓練を実施することはもちろんのこと、震災等の大規模災害時にも消防団が機能的に活動できるよう、総務省から貸与を受けております震災対策用資機材（エアテント・ゴムボート等）の取扱い訓練を毎年実施しているところです。

また、ハード面では、今年度は町単独事業として消防団車両に署活系デジタル無線機を整備中で、それと併行して香川県地域防災力総合支援事業を活用してエンジンカッター・チェーンソーなどの救助資機材及び安全靴・救命胴衣などの団員個人の安全装備品を購入しますので、年度内に各分団に配備したのち、取扱い訓練することを予定しており、より安全で効果的な現場活動ができるものと考えております。

2 番目の「大震災時の分団ごとの出動要請や各分団の役割分担を明確にしているのか」とのことですが、現時点では出動要請は一斉召集サイレン及び団員への召集メールで行なっていますが、現在、町が進めております防災行政無線も整備が完了しましたら有効活用したいと考えております。

次に、役割分担ですが、災害の種類や規模により様々な現場が想定され、また、団員の召集をしてもその時間帯によっては、何名が参集できるかなど不確実な要素に大きく左右されますので、事前に任務分担を決定することは難しいもの

と思われます。

広域的な災害が発生した場合は、地域防災計画に基づき災害対策本部を迅速に立ち上げ、消防団召集の是非やそれぞれの分団の参集人数に応じた任務分担を消防団長と協議のうえ決定し、その指示をいかに早く正確に伝達できるかが重要になってまいりますので、最前線で活動する消防団の各分団に無線機・トランシーバーを整備すると同時に、定期的に運用訓練を実施して指揮命令系統の確立を図り、より効率的で正確な任務の伝達ができる体制を構築していきたいと考えております。

3番目の「大震災時の消防団員の通信手段・各分団内部の伝達はどうするのか」とのことですが、先ほど召集・任務分担について申し上げましたとおり、今後は香川県地域防災力総合支援事業を活用して購入予定のトランシーバーなどを各分団に配備したうえで、分団車両の署活系無線機も使った総合訓練や本部職員との連携訓練を実施して、現場活動に活かしていきたいと考えております。

本町といたしましては、今後も消防団充実を目指す国の施策に呼応して情報収集を図るとともに、香川県の補助も有効に活用しながら消防団の充実強化に努めていきたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

古川議員ご質問の2点目、「消防団員の命と生活を大災害から守るため」のご質問のうち、大震災時の各消防団、地域防災組織等との連携についてお答えいたします。

自主防災組織、自治会にとって消防団は、地域に根ざした組織として期待が大きく、地域の防災力の向上のためには不可欠な存在と認識しております。

大規模な地震災害だけでなく風水害等の災害においても、消防団と自主防災組織、自治会及び水利組合の連携が地域の防災力を高めるのに有効であると思っております。

例えば、消防団員が自主防災組織の訓練に参加するなどの取り組みを行い、円滑に連携が図られることが望ましい姿と考えておりますので、今後、消防本部とも協議しながら、検討して参りたいと考えております。

次に、避難勧告や避難指示につきましては、現在、町の広報車、町のホームページ、エリアメール等を用いて周知しておりますが、平成27年度末に防災行政無線が整備できれば、より迅速な伝達ができるものと思っております。

また、消防団員のご協力も得て、危険性が該当する地域の住民の皆様に対しま

して勧告等を伝達することも考えられます。

しかしながら、非常に危険を伴う場所に避難勧告、避難指示の周知に消防団員の方に行ってもらうとなると二次災害等に巻き込まれることも考えられますので、方法手順については十分検討して参りたいと考えております。

防災・減災対策については、大変多くの施策をしなければなりません。ハード面では事業費が多大にかかること、ソフト面ではマンパワーが必要であることとであります。

今後、急ぐものから順次取り組んで参りますのでご理解下さるようお願い申し上げます、簡単ではありますが、古川議員への答弁といたします。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

古川議員、ご質問の「高齢者社会に対する対策について」、お答えいたします。

1 点目の老老介護における高齢者が孤立しない対策や、高齢者が地域社会と疎遠にならない支援についてですが、現在、町内で65歳以上の1人世帯の高齢者は約1,000人、75歳以上のみの2人以上の世帯が約1,100人と把握しております。

高齢者世帯の孤立防止対策としては、従来から民生委員さんを中心にした声かけ、見守りを行っており、平成24年度からは町社会福祉協議会やNPO法人の方でも声かけ、見守り活動を実施していただいております。

また、介護予防と高齢者の地域内での交流を目的に、町内数か所でサロンを開設してもらっており、シルバーの「ひだまり」においても介護予防教室等で交流を行っております。

2 点目の在宅介護における家族の身体的、メンタルケア等の支援についてですが、身体的負担の軽減は介護保険制度を効率的にご利用頂く方法以外には思い当たりませんが、メンタルケア等の支援については、平成24年9月議会のご質問でもお答えしましたように、家族介護交流事業として、心身のリフレッシュを図る目的で、介護者相互の交流事業を実施したり、家族介護教室として、介護技術の向上を目的とした教室に参加頂いております。

また、介護サービスを受けずに閉鎖的傾向にならないための対策ですが、この件については、町としてその把握が非常に困難であります。

しかし、民生委員さんや地域の方からそういった情報が入った場合は、早い段階で訪問し、介護保険サービスや高齢者福祉サービス等に繋がるよう支援をしております。

また、ケースによれば、医療機関等と連携をして支援を行っております。

3 点目の認知症対策における予防策についてですが、介護予防の一次予防事業として、毎年、認知症予防に関する講演会を開催し、二次予防事業として、現

在、脳の活性化を図る目的も含めた軽体操の教室を年間 12 回コースの 4 教室開催しております。

平成 27 年度からは、新たに認知症予防のプログラムを取り入れた教室も開催する予定となっております。

また、認知症になられた方に対する見守りについてですが、先ほども申しました民生委員さんを中心とした地域での見守りの他、認知症の正しい知識の習得や認知症の方とその家族の見守りや支援を目的とした認知症サポーターの養成講座を毎年開催しており、昨年度時点での登録者数 688 人で、指導者 28 人となっております。

認知症ケアパスという言葉をお聞きになったことがあると思いますが、これは自分や家族、近所の方が認知症になられた場合に、どこで、どのような医療、介護サービスが受けられるのか、具体的な機関名やケア内容等をお知らせするものですが、このチラシを今月末以降に町内全戸配布する予定となっております。

4 点目の高齢者の所得の低い方等についてですが、生活保護基準より低い収入の高齢者世帯の割合は、介護保険の所得段階が新第 1 段階、すなわち、生活保護を受けている方、非課税世帯で老齢福祉年金を受けている方、非課税世帯で年金収入と所得の合計が 80 万円以下の方は約 1,000 人いる事は把握できておりますが、扶養を受けられている状況が分からないこと、世帯状況と年齢と個々の収入等をマッチングさせるシステムがありませんので、ご質問の割合は把握できておりません。

医療や介護の費用負担増による相談等の状況ですが、高齢者のみの世帯の医療や介護の費用負担増だけに限らず、子どもと同居しているが、親の年金だけで生活しているとか、ある程度の年金収入はあるが、借金があり生活が苦しいとかを含めて、相談の中で中讃保険福祉事務所に連絡をし、生活保護の申請につなげております。

生活保護を受けられている方は、10 年前と比べると約 20%ほど増加しております。

生活困難な高齢者に対する町の救済措置ということですが、町のそれぞれのサービスの中で、所得による減額等の制度はありますが、現金給付的な制度はありませんので、生活保護制度につなげることとなります。

本町において老後破産とみなすケースはあるのかということですが、老後破産という言葉は、昨年 9 月に放映された NHK スペシャル「老人漂流社会“老後破産”の現実」という番組から生まれた言葉で、この番組の中で、生活保護水準以下の収入しかないにもかかわらず生活保護を受けていない状況を老後破産と呼んでおります。

そういう意味から言いますと、町として具体的に把握はできておりませんが、過去に、生活保護の申請につなげようとした時、親戚、近所の人を気にして、本人が拒否をされましたが、最終的に他に方法がない旨を納得して頂いて申請をしたという方の例がありますので、そういう方は町には存在すると思っております。

各具体的なお質問にお答えをしましたが、3年ごとの介護保険事業計画と同時に策定している高齢者保健福祉計画においてご質問のあった内容に対する施策を載せてあり、それに沿って今後も高齢者福祉を進めてまいりたいと思います。

以上で、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

まず1点目の再質問でございますが、消防団での役割分担について明確にお答え願えませんかと申しましたが、今浜街道に新設されております防潮堤ですね、この震災時にですねやはり東日本大震災では消防団の方が多くの命を失ったというのは激震後10分の中で職場から現地に向かい約15分の中で防潮堤それから水門ゲートの閉鎖などをですね、そういうふうにしておりまして津波に巻き込まれまして命を亡くされた。

また避難等ですね、避難勧告をしていきまして津波の大きさとかそういう情報とか無くて、それを知らずに命を落とされた方というのがございますので、やはりその消防団の役割についてはどのようなことをしなければいけないかということは早急に決めておかなければならないと思われまして。

2点目ですね、認知症の予防についてでございますが、認知症の発生はですね男性は80歳から85歳、それまでに75歳から80歳までの間で体力の低下とかそれから気力の低下とか、そういうものが著しく低下していると思われまして、その期間、認知症より発症する前にですねやはり体力の低下などの防止策ですね、女性も同じく80歳を超えるとやはり認知症の発生率が多く発症されていますので、その前にですね認知症にならないために例えば理学療法士のリハビリとかそういうのを受けられるチャンスがあればですね、寝たきりにならずに社会的に活動に参加されるなど認知症予防に対して効果があると思われまして、いかがでございますでしょうか。

質問いたします。

福祉保健課長（山下 俊和）

古川議員の「認知症予防に関する施策について」今、再質問がありましたけれども、具体的に言うたら身体認知症に関わらずまず介護になりうる可能性が、

そういうことにつきましては閉じこもり傾向がある方ほど、いわゆる認知症においても身体的においても介護状態になりやすいということが盛んに言われております。

そのために地域でのご本人の生きがい活動等とかも関係するんですけども、とにかく日常的に活動的に生活をしていただくと、いうことで地域の老人クラブの活動であったり、地域のお世話とか今、26年度から始めました高齢者のタクシーをご利用して盛んに趣味とか楽しみごとに家から出ていただいて活動していただくことがまずこれが1番とにかく介護予防に認知症も含めてですねなるうかと思っております。

後ですね、先程ご質問の中でお答えしましたように町としてもですね、毎年1次予防としてですね全世帯にアンケート調査を取りまして、その中で介護に陥るリスクのある方については、2次予防事業としてですねいろいろ働きかけをさせていただいております。

以上で、古川議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

古川議員の再質問で「消防団の役割分担を早急に」ということですが、議員さん再質問の中でおっしゃいました中で東日本大震災で大きな津波が来て、ということですが、現在ですね議員さんご存じのとおり、県の方でシミュレーションした南海トラフの1000年に一度の地震の津波のシミュレーションを映像で作っております。

そういうのがですね、県の防災担当課長会の中でそれを公表するに当たって非常に大きな問題がありまして、現実的に1000年に一度起きる震災と、それと各市町で取り組んでおります防潮堤の絡みですね、それは防潮堤があるからほとんど防げるという解釈でやっておりますが、それは県のシミュレーションは1000年に一度であって、その防潮堤が全て崩れるというような想定をしとるわけで、非常にですね可能性がないことはないんですけども、まず考えられん可能性でないかということですね、それを公表するかしないかというような議論もありました。

議員さん言われる防災関係の消防団の役割については早急に検討していかなければならない重要な課題と思っておりますけれども、あまりですね現実離れした部分については考慮しながらですね、今後進めていきたいと思っておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

議長（志村 忠昭）

以上で担当課長から説明がありました。古川議員再々質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）



再々質問ではございませんが、要望事項として述べさせていただきます。  
生活困難者の中ですね、数字が実態があまりつかめてないので資料を調べてまいりましたが、内閣府が出した生活困難者の状況についてですが、女性の場合は65歳から69歳の間で18%、男性は16%でそこを境にですね70歳から80歳まで女性では28%、男性では22%と急激に右肩上がりをしております。

ですからこれからですねこういう傾向がもっと強くなると思いますので、その辺りをですね踏まえて直的な計画をお願いしたいと思います。

それと消防団の安全についてですが、消防団が活動中にどこで救済活動などを自分の命を守るために撤退するか等ですねそういうような危険予知訓練をですねこれからも熟知していただきたいと思いますので、これは要望として上げますのでよろしくお願い致します。

これで古川幸義の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、8番、古川議員の一般質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

15分ほど休憩致して、再開を10時50分から再開を致します。

よろしくお願い致します。

休憩 10時35分

再開 10時50分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて一般質問を再開いたします。

次に、7番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼します。

7番、小川保です。

質問に先立ちまして、明日3月11日は4年前に発生いたしました東日本大震災のちょうど4年目となります。

明日全国の真言宗の若い僧侶たちが石巻に集結をして、大法要を営むということをお伺っております。

遙か香川の地でありますけれども、ご一緒にご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて本日の質問は、1、丸尾町長就任2期目の施政方針について、2、教育委員

会改革法の成立を受けて、以上、大枠で2点でございます。

まず1点目、「丸尾町長就任2期目の施政方針について」を質問致します。

先の2月初旬の選挙で、町長及び私共議員は町民の皆様から付託を頂き、今後の4年間の町政の舵取り役を担う事になりました。

丸尾町長の施政方針を伺い、真に身の引き締まる思いを感じている処でございます。

さて、本定例議会の初日、平成27年3月6日金曜日に、丸尾町長から丁寧な施政方針が説明されました。

1時間以上に亘る熱の入った説明でございました。

私も議員には予め其の原稿を頂いておりましたから、原稿を目で追いながら町長からの説明をしっかりと拝聴致しました。

ありがとうございました。

その内容の概略は、町政は今、非常に重要な時期である。

少子高齢化や大都市への人口集中によって地方の人口がどんどん減少し、自治体の消滅まで言われております。

地方が元気にならないと、日本の未来はない。

だから、多度津町を元気にする施策はこれなんだ。

実に19ページに及んだ内容であり、つまりはこの施政方針のことごとくが、多度津町を元気にする項目であるんだ、という緊張感を感じさせる方針説明でございました。

それら大事な項目を実施するには全職員が、ベテランも新人も中堅もこぞって意見を出し合い、提案をし合い、協力して事に当たる事が絶対条件であると私は思っております。

役場が元気でないと多度津町は元気になりません。

小さな自治体は勢い、予算規模が小さく、どうしても施設の維持管理費や社会保障的な、義務的経費に縛られ、自由な裁量で使える予算は限られておりますのが、実情でございます。

さて、ここで質問です。

この丸尾町長の施政方針に照らして、裏付けとなる予算がどのように配置されているのでしょうか。

これら施策を実施するに当たって、今議会に提案された平成27年度予算案は、厳しい財政状況の中でも、メリハリの有る予算書になっているのでしょうか。

町長の施政方針の各項目に従って、どのように予算が計上されているのでしょうか。

ご説明頂き、その後、概略総括をお願い致します。

次に、町長はその施政方針の中で沢山の事をお話しされました。

1 期目 4 年間の成果と反省を思いながら、沢山の施策をお話しされました。町長 1 期目は、まだまだ緒に就いた処であり、2 期目の様々な施策を現実のものとするためには、どうすれば良いのでしょうか。

手法は様々でしょうが、まずは役場が元気でなければいけません。役場が元気であれば、多度津町は元気になります。

役所の全職員一人一人が、ベテランも新人も中堅も施政方針に従って、具体的なアイデアを出し合い、実施していく。

そんな環境造りが手法として重要であろうかと思えます。施政方針に従って、踏み込んだ具体的内容を実施する。勿論、個々の具体策はその都度、人員状態、財政状態などを勘案しながら進めて参らねばなりません。

が、しかし、今がチャンスです。政府は地方創生を大きく掲げております。昨年末、地方創生法が成立致しました。それに伴って政府は地方創生総合戦略を発表致しました。大方針を策定したに過ぎませんが、その内容は重要です。今後、1 年間かけて、地方自治体も地方版総合戦略を策定しなさい、といった事が書かれております。地方に総合戦略策定の努力義務を課す法律になっているのですが、策定にあたっては、国は地方の後方支援もします。例えば要請に応じて国は人を派遣することもあります。財政的支援も行います。特に注目は、地方の経済分析などのツールを提供する事など、それらのデータを有機的に使うと具体的なアイデアが出しやすいなど、各地域がそれぞれの特性を活かした自立的な、持続的な社会を創生する事のお手伝いもしてみようとしております。敢えて言うならば、まさに地方の競争です。アイデアのない自治体にはお金も出さないが、アイデアのある自治体にはお金も人も出しましょう。そして、それらアイデアの多くは結果、今後の人口問題を解消出来る要素を備えている。こう政府はサインを出している様に感じます。今、どんなアイデアが生まれているのでしょうか。多度津町はどんな提案、プレゼンをしたのでしょうか。また、新しい年度にはどんなアイデアが出てくるのでしょうか。どんな方法で若手中堅層を活性化しようとしているのでしょうか。

その一端でもお聞かせ下さい。

さて、2点目「教育委員会改革法の成立を受けて」を質問致します。

丸尾町長の施政方針の「豊かな心を育てる教育と文化の創出」の中で、この説明がありました。

「本年度は、地方教育制度の改革により、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることとなり、教育委員会制度が大きく変容する年です。本町に於いても、総合教育会議を設置するなど、新体制への準備を進めていく中で、豊かな心を育てる教育と文化の創出に努めてまいります。」

多度津町は新体制にいつ移行するのかな。

総合教育会議は平成27年度のいつ頃に設置をするのかな。

こんな事を考えておりますと、あの悲惨な事件がテレビに流されました。

川崎市の中学1年生（13歳）が殺された事件です。

18歳の少年が犯人のようだ。

この残酷さは、この凄惨さは一体何なんだろうか。

若いこの子供たちは何をしたかったのだろうか。

どこへ行くつもりだったのだろうか。

なぜ殺されなければ。

子供達のシグナルが大人達には届かなかったのか。

防ぐ方法はなかったのか。

我が町、多度津では、多度津中学校にはこのような危うい兆候はないのか。

大丈夫だろうか。

長期の不登校生徒が事件に巻き込まれる兆候はないのだろうか。

素早く、学校教育関係者は調査に掛ったのだろうか。

対処に取り掛かったのだろうか。

さて今回の、この教育委員会制度の改革は子供達の為に、将来の日本の為にも必要な制度なのでしょう。

先ずは、この制度の運用の指針はどうか。

また、この委員会の人事案件では、町長が議会に提案し、議会の承認が絶対条件でしょう。

そうであるならば、町長だけでなく議会の責任も重大なのではないでしょうか。

丸尾町長の、前半部分に、「本年度は日本の国の地方教育制度が改革されます。教育委員会制度が大きく変容する年です。」と書いています。

では、多度津町は、後半部分に触れております。

「本町に於いても、総合教育会議を設置するなど、新体制への準備を進めていく中で、豊かな心を育てる教育と文化の創出に努めてまいります。」

「準備を進めていく中で」と書いております。  
本町はいつ移行するのでしょうか。  
何気なく通り過ぎてしまう表現でしたので、ちょっと不明確であったかなと思います。  
そこで質問致します。  
この制度の枠組み仕組みなどを、文科省から出されている概要、ならびに運用指針などによってご教示下さい。  
また、多度津町の移行、実施、運用計画などの概要を合わせてご教示下さい。  
以上、大枠で2点質問致しました。  
宜しくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員のご質問のうち、「就任2期目の施政方針について」のなかで、「地方総合戦略策定について」お答えをしております。  
国も地方創生を重点施策とし、地方に対して創生総合戦略を作成するよう指示がありました。  
我が町の場合、歴史・文化・伝統を基盤にこれから策定しております。  
多度津町発展のコンセプトは鉄道、古民家、港です。  
JR 駅周辺の活性化、古民家再生プロジェクト等を行政だけではなく民間と連携して実施していくことが重要だと考えております。  
また、小川議員ご指摘のように町職員の活性化も必要だと考えています。  
職員の皆さんが地方公務員としての見識を高め、町民の幸せの向上を常に考え、住民サービスの向上につとめること。  
住民目線で気遣いや思いやりをもって接し町民皆様との間で信頼関係を築いていくということを願っております。  
そして、日々の職務の中で英知を結集して創意、工夫、アイデアを出し、失敗を恐れず勇気をもってチャレンジしてほしい。  
職員全員が多度津を良くしようという情熱をもってほしい。  
英知と勇気と情熱が必須だと申し上げているところです。  
また、人口減少対策は大きな課題です。  
多度津町の子ども達は、就学や就職で一時は多度津を離れても、いずれ帰って来て自分の子供たちや親御さんと一緒に暮らしてほしい。  
そのために今、やらなければならないのは、雇用の創出、結婚機会を設けること、そして子育て支援を充実させることだと思っておりますが、そのための具体的な施策も創生総合戦略のなかに織り込んでいきたいと考えております。  
総合戦略は平成27年度末までに策定することになってはいますが、これから多度津町の将来を見据えて、町全体で考えて策定してまいりますので、ご理解賜り

ますようお願い申し上げます、その他のご質問につきましては、各担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いを致します。

総務課長（石原 光弘）

小川議員ご質問の1点目、施政方針に照らした予算についてお答えいたします。

まず、重点施策に関してですが、「元気なまち多度津町の創生」では、3月補正予算で企画費、8,800万円を計上いたしております。

全額繰越しまして、27年度事業として行って参ります。

次に「住民参画・住民協働のまちづくり」では、総合計画策定委託料として、550万円を計上しております。

次に、「災害に強い安全・安心なまちづくり」では、防災行政無線システム整備事業費を、昨年12月議会で補正予算2億6,000万円を計上し、繰越し事業として取り組みます。

次に、「町おこし等観光行政の推進」では、駅跨線橋の実施設計費1,600万円を計上しております。

また、瀬戸内芸術祭関係で425万円を計上しました。

次に、「教育環境の充実」では、白方小学校改築実施設計費1,100万円、豊原小、白方小体育館改修で9,720万円、豊原幼稚園トイレ改修、4幼稚園遊戯室エアコン設置で、5,926万円を計上しました。

次に、「福祉の推進」では、人間ドック受信者を350人から600人に枠を拡大することによる予算を増額しております。

次に、新年度予算について、施政方針の各項目に従ってどの項目に重点予算が計上されているかのことですが、事業推進にあたっては、予算が部門に分かれているものもあり、施政方針に照らしての説明は難しいので、款ごとの方針を説明させていただきます。

平成27年度当初予算は、昨年10月、各課に「平成27年度予算編成方針」を通知し、町税の減収等が見込まれる厳しい財政状況に対応しながら、町民の方々が望み、生活が豊かになる事業を考え、選択と集中を念頭に予算編成を行いました。

その結果、一般会計予算は、前年度と比較して9億9,000万円減の86億7,000万円を計上させていただきました。

次に、款ごとでございますが、

総務費では、平成26年度に引き続き、「第6次多度津町総合計画」に係る経費を計上し、多度津町が目指す姿を表した計画を作成することとしております。また、今後の学校教育施設等の公有財産の老朽化による維持修繕費の増加を見越し、その財源となる「学校教育施設等整備基金」を新設し、その基金への積

み立てを図るなど、今後の財源不足を見越した事業も考慮しております。

さらに、例年通り、住民の方々への行政サービスが低下することがないように、予算計上いたしました。

民生費では、町民の皆さんに活用していただいております、総合福祉センター、健康センターの老朽化に伴う改良工事を実施いたします。

また、従来行っております各種福祉サービスの質を維持するために、予算計上いたしました。

衛生費では、住民の健康を守り、さらなる健康増進を図るために、様々な検診を受診し易くするための予算措置や、人間ドックの受診定員の増加を図るなどしております。

また、収集の効率化や利便性を図る事業を行うなど、生活環境の向上に繋がる予算を計上しました。

農林水産業費では、農業の振興を図る様々な事業に対する予算配分に注意し、また、水産業に対しましても、町の特性を生かした事業に対する予算を計上しました。

土木費では、老朽化した道路舗装の改良や排水路の改修、利便性向上に繋がる道路の新設、急傾斜地の崩壊対策事業など、住民の生活を守り、都市基盤環境の向上に資する事業を中心に予算計上しました。

教育費では、平成 26 年度に引き続き、多度津中学校の改築事業を継続し、平成 27 年度は、グラウンド整備事業等を中心に実施いたします。

また、各幼稚園の遊戯室エアコン設置、豊原小学校、白方小学校の体育館の天井部分の耐震工事、豊原幼稚園のトイレを含む大規模改良など、学校等での、子どもの安全と安心を守る事業に注力した予算を計上するほか、子どもたちの心と体の発達を促進するソフト事業や、社会教育の充実にも注意した予算を計上しました。

最後に予算編成の総括でございますが、歳入では、景気回復が地方にはまだ現れていない状況で、税収の伸びも期待できません。

歳出では、昨年度から実施した中学校卒業までの医療費無料化のほか、各種単独の施策においても一般財源の持出しが増加傾向にあります。

この状況を十分理解して予算編成に努めました。

しかし、議員もご存知のとおり、国においては景気対策、地方創生、防災対策等で次々と補正予算が可決されております。

町としてはその動向を注視し、多額の経費が必要なもの等は、その予算を活用し、無理をしてでも取り組んでいかなければならない時期であるのではないかと考えております。

提案説明でも申しましたが、平成 26 年度末の起債残高は、約 108 億円、平成

27 年度末では、約 114 億円が予想されます。

多度津中学校、消防庁舎を建設したことで、止む終えないことではありますが、今後、白方小学校改築、跨線橋、防災行政無線の大型事業が控えている以外に、公共施設の老朽化等の対策もあり事業費が必要となって参ります。

財政調整基金も予算どおり取り崩せば、平成 27 年度末では 10 億円を下回る事となりますので、今後は、十分注意して各種施策の予算配分をしていかなければならないと考えております。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが小川議員への答弁といたします。

教育課長（岡 敦憲）

小川議員のご質問のうち教育委員会改革法の成立に受けてについてのご質問についてお答えいたします。

先程町長が渡邊議員の答弁の中で、文科省の出されておる概要並びに運用指針については大枠説明がありました。

つきましては補足しながら本町の概要を中心に答弁させていただきます。

本制度は、本年 4 月 1 日より施行されます。

そのポイントは 4 点あり、まず第 1 点、「教育行政の責任の明確化」であります。

改正された法律では、教育長を「首長が任命」することとされております。

本町で言いますと、町長が任命します。

今までは議会の同意を得て、町長が教育委員を任命し、教育委員の互選により教育長として任命しておりましたが、今回の改正で、議会の同意を得て、直接、町長が教育長を任命することとし、町長の任命責任が明確化されました。

これをもって、従来の教育委員長は廃止され、これまでの教育委員長と教育長が一体化された新教育長が新設されることとなります。

これにより、第一義的な責任者が教育長であることが明確になり、迅速な課題への対応が期待されております。

なお、文部科学省局長通知により、新教育長制度につきましては、現行法の下で任命された旧教育長は、施行の日以降であっても、委員としての任期が満了する日までの間は、在職することができるようになっております。

つまり多度津町では、現教育長は、昨年 12 月議会で教育委員に承認され、教育委員の互選により教育長に任命されました。

任期は 4 年、平成 30 年の 12 月までとなっております。

教育委員会の代表である教育委員長も同じく昨年 12 月に教育委員長として任命されたところであります。

教育委員長の任期は 1 年です。

毎年、協議の上、任命されることとなっております。



なお、新教育長の任期は、3年となっております。

本町の移行実施計画は、とのご質問ですが、現在中学校の改築、白方小学校の普通教室棟の改築、4小学校体育館の非構造部材天井の撤去など課題を山積していることもあり、この4月での移行は考えておりませんが、喫緊の課題として、教育行政が滞ることなく進めてまいりたいと考えております。

2点目は、「教育長へのチェック機能の強化」であります。

具体的には、教育長がその事務の管理・執行状況を教育委員に報告することが義務化されたり、教育委員の定数、1/3以上、多度津では、定員が5名ですので2名以上の教育委員からの会議の招集の請求に応えなければならないなど、教育委員によるチェック機能が強化されました。

加えて、原則として会議の議事録を作成・公表することが義務付けられることなど、会議の透明化が更に図られることとなりました。

本町では、現在、教育委員の会を8月を除き、毎月1回、定期的を開催しております。

この会は、本町の教育方針についての協議・決定、規則や規程などの制定・改正、幼稚園・小学校・中学校や育成センター等であった事案の報告、要保護・準要保護児童の認定、教育委員会への後援申請、などについて審議や報告を行っております。

現在は、教育委員長が召集し議長として進行しておりますが、新制度では教育長が司ることになります。

なお教育委員の会は、新制度に移行後も継続いたします。

3点目は、「総合教育会議の設置」であります。

町長と教育委員が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題、有るべき姿を共有して、よりいっそう民意を反映した教育行政を図るため、両者が対等に協議・調整を行うものとして町長が招集する「総合教育会議」という「場」が設置されました。

ここでは、大綱（教育の目標や根本的な方針）の策定や教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命・身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置などを検討することとされ、原則として、公開して透明性を確保するとともに、民意を反映した町長と教育行政を執行する教育委員会の連携が図られることとなっております。

また、総合教育会議では、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の高い事項については、協議題とするべきではないとされております。

また、総合教育会議での協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じて、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たせるこ

とは重要であるともされております。

この「総合教育会議」は、先程も述べましたように町長が召集することとなりますので、教育委員会と町長部局との連携も密にならなければなりません。会議での協議、調整事項の最終的な執行権限は教育委員会に留保されていることから、協議の結果、まずは教育行政に携わっておる部局、つまり教育課が当分の間、事務局とすることにしました。

最後に「教育大綱の作成」であります。

大綱とは、先ほども述べましたように、教育の目標や施策の根本的な方針のことで、総合教育会議において町長と教育委員が協議の上、町長が策定するものとされております。

これにより地域住民の民意の反映と各自治体における教育施策の総合的な推進が図られると期待されておるところであります。

なお、「総合教育会議」は、新教育委員会制度への移行の有無に関わらず、平成27年度つまりこの4月から施行されます。

「教育大綱」の作成に関しましては、協議を進めてまいります。

今後とも、教育委員会では、町長との連携を密にしながら、教育行政を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご支援をこれまで以上に賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、小川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

特に教育課の岡課長には丁寧にご説明ご答弁頂きましてありがとうございます。ただ私が質問申し上げたことについての詳細な部分が少しいただけてないように思いますので、ここで再質問をさせていただきます。

まず、教育委員会の中の新教育制度ですね、この中において26年12月に山本恵美子委員長任命されました。

この任期は1年ということですので、今回の新しい制度において27年12月で任期満了になるということですから、もしやその時点で山本委員長は委員長としての職を辞すると、任期満了となるということの確認でよろしいかどうかということです。

それから新教育長ですね、これは昨年の12月に任命されておりますので4年間の任期ということですので。

ただそう言いながら山本委員長がもしや12月に任期満了となるのであれば、その時において新教育長となられるのかどうか、その時期の確認ですね、これを

もし方針が決まっておりますならばお答えを願いたいと思います。

それからもう1点ですね、総合教育会議、これが法律ではこの4月から開始されるということです、どれくらいの頻度で開催される予定なのか、もちろんこれは町長の招集ということですから、おそらくは議長は町長がなられるのかなと想像いたしますけれども、教育については再質問としておねがいたします。

それから予算の関係ですが、先程石原課長の方から一般会計における歳計の残高がおそらくは114億ほどになるかというご答弁でございましたけれども、その他に土地開発公社の借金ですね、それから上下水道関係の企業債、こういったものもあろうかと思えます。

この一覧表を後日で結構ですけれども、私共議員に提出をいただければと思います。

以上3点についてお願い致します。

教育課長（岡 敦憲）

小川議員の再質問の1点目、現委員長の任期ですが、仰られる通り今年12月が委員長としての任期で、今現状の任期は満了いたします。

2点目、新教育長の時期ということですが、先程も述べましたように現教育長が平成30年の12月までの任期となっております。

この間に関しましては、先程も申しましたように、今の制度も生きておることになりますので、新教育長になるのが今年の12月かと言われると、そうではありません。

ただし、町長との話、教育委員との話の中でどう話が進んでいくかと。

ただ先程町長も渡邊議員の中で述べましたように、現在の教育委員会が行なっている施策等については、今の現有のとおりでいくということですので、うちの教育委員会の中で大きな変革は今のところはないのかなと思っております。

続きまして総合教育会議の回数ですが、町長とも話して、年に1回じゃ駄目だろうということで、出来れば3カ月若しくは4カ月に1回は必ずこういった会を開きましよう、ただし今も言っておる大綱ですね、これを喫緊に作成するという部分の中では今年度に関しましては若干回数は多くなるのかなと考えております。

国の方針の中では、年に何回開きなさいよといったことは明記されておませんが、町長の意向として年に1回は駄目ですよと、3、4カ月に最低1回はというような話は出ております。

以上です。

総務課長（石原 光弘）

小川議員さんの再質問で、土地開発公社の件につきまして、議員さんのご理解をいただきまして順調に買い戻しが出来ております。

また水道事業の企業債についてもご要望にお応えして、この議会中には一覧表にしてお渡しいたします。

以上でよろしくお願い致します。

議長（志村 忠昭）

以上、小川議員の再質問に対する答弁がありました。小川議員、再々質問ありますか。

議員（小川 保）

以上です。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、7番、小川議員の質問を終わります。

次に5番、隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子、通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

はじめに、阪神淡路大震災から20年、東日本大震災から4年を迎えます。

改めてお亡くなりになられた皆様ご冥福をお祈り申し上げます。

そして一日も早い復興復旧を願っております。

さて、今回の質問でございますが、2点ほどさせていただきます。

1点目は、「プレミアム付き商品券」についてであります。

2点目は、防災士の育成と自主防災組織の結成促進についてであります。

まず1点目は、「プレミアム付き商品券」について質問を致します。

国において、今年度補正予算の成立を受け、全国の多くの自治体では、「プレミアム付き商品券」の発行に向けた準備が進められております。

その目玉であるプレミアム付き商品券の発行は、個人消費を押し上げる効果が期待されると共に、地域の消費喚起につながる支援策であります。

家計への支援は、経済効果として数値に出にくい側面もありますが、経済対策の1番の狙いである消費増税や円安によって増した負担感の軽減につながります。

「プレミアム付き商品券」の発行は、町民の皆様のニーズをしっかりと反映させなければ最大の効果はありません。

そこでお尋ねを致します。

多度津町におきまして、プレミアム付き商品券の発行についてどのようになっているのか具体的にお示しをください。

よろしくお願い致します。

2点目は、防災士の育成と自主防災組織の結成促進について質問を致します。

東南海、南海地震は70%の確率でここ30年以内に起こると予想されております。

多度津町においては、最大震度6強、最大津波2.9mと想定をされております。私は平成26年10月に災害に強い安全安心の町づくりについて、輪島市へ視察研修に行かせて頂きました。

2007年3月25日午前9時41分頃マグニチュード6.9能登半島地震が発生しました。

復興に向けての様々なことを聞かせて頂き非常に参考になりました。

特に感銘を受けたのが、地域のリーダーとしての防災士の育成と自主防災組織の結成促進であります。

防災の専門知識を持ったリーダーすなわち「防災士」の育成であります。

輪島市は、平成22、23年度の単独事業として防災士の資格取得を進め、現在464名（内女性が85名、約18%であります）の防災士が各地区で活躍をしております。

また県が開催する自主防災組織リーダー育成講座以外にも平成22、23年に市独自で防災士育成講座を開催。

防災士育成に必要な費用を全て市が全額補助をしております。

また自主防災組織は135組織結成されております。

多度津町の地域の安全安心、生命財産を守ることは、大変重要であります。

そこでお尋ねを致します。

一つ、防災士の育成並びに今後の計画について。

一つ、自主防災組織についてであります。

以上2点どうかよろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員のご質問のうち、「プレミアム付き商品券について」お答えをしてみたいです。

プレミアム付き商品券の発行は消費税増税による消費の冷え込みを解消し、購買意欲を喚起すること、町内商店主への利益分配によって経済効果を高め、町を活性化することだと思っております。

昨年末に、商工会議所が1,000万円の多度津共通商品券を発行した折、町として明徳会図書館設立120周年記念として10%のプレミアを付けさせて頂きました。

1人5万円までの購入としましたが、発行開始後短時間で売り切れてしまった事を考えると効果は大きかったと思います。

今回は金額にして1億5,000万円発行し20%のプレミアを付けようと考えております。

子育て家庭への支援や低所得者にも恩恵が及ぶような配布を考えていこうと思っております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問につきましては、各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

産業課長（神原 宏一）

隅岡議員ご質問の1点目、「プレミアム付き商品券」について、答弁を申し上げます。

昨年末に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を踏まえ、国の平成26年度補正予算が2月3日に成立し、「地域住民生活緊急支援等のための交付金」が創設されたところでございます。

本町におきましては、この交付金を活用し、議員ご質問のプレミアム付き商品券の発行を予定し、本定例会に提出してあります一般会計補正予算（案）に商品券発行助成金3,000万円、発行業務委託料700万円を計上したところでございます。

プレミアム付き商品券発行の詳細につきましては、今後、さまざまな協議を重ねて、決定していくこととなりますが、現状での方針について答弁をさせていただきます。

まず、発行規模につきましては、1セット1万円に20%、2,000円のプレミアムを付け、1万5000セットを発行することとしています。

発行総額としては1億8,000万円となり、このうち、20%のプレミアム分、3,000万円は交付金を活用するものです。

次に、発行主体につきましては、多度津商工会議所に委託することとしています。

現在、商工会議所で発行しています「たどつ共通商品券」は、住民皆様にご利用いただいているところであり、その発行から換金に至るノウハウを活用させていただくこととしています。

また、平成27年度中に事業を完了する必要があることから、商品券の有効期間は6か月とし、事業者の換金に要する期間を勘案して、発行時期は6月から7月を想定しております。

今後、このような方針を踏まえ、発行方法や住民皆様への周知方法、消費喚起の検証のためのアンケート調査の方法、取扱店の募集方法等、詳細につきましては、多度津商工会議所や関係する団体・機関との協議を進めてまいります。その中で、住民皆様にとって利便性が高く、町内事業者の皆様にも相応の効果が現れるよう、制度設計に取り組んでまいりたいと考えています。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

総務課長（石原 光弘）

隅岡議員のご質問の2点目「防災士の育成と自主防災組織の結成促進について」お答えいたします。

南海地震の発生が高い確率で予測される状況において、大災害が発生した場合、その被害規模が大きいほど公的な支援が遅れる可能性が高くなると考えられます。

町職員は約200名ですが、現在作成中であります多度津町BCP、業務継続計画でございしますが、通常業務も継続していく必要があります、全職員が災害対応に当たれるわけではありません。

災害発生時には公的機関の支援が行き渡るまでの間、防災士及び自主防災組織が地域や職場での災害現場において実際に活躍されることを期待されるものであります。

そういう観点からも、防災士の方を養成し、地域のなかで多く居られることは、被害軽減と安心のために大きな役割を担うものと考えられます。

町として防災士の育成にあたっては、香川大学公開講座の「防災士育成講座」があり、その受講費用1万円、教本代3,000円を補助しております。

しかしながら、防災士資格取得については、本人の意識が大変重要であると思えます。

大規模災害時にはリーダーとなって活動を行っていかねばならないので、町としては多くの方に取得して頂きたいのですが、強く推進はできない状況でありますことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、本町の自主防災組織の設立状況は、自治会単位で、現在14団体、1686世帯が加入となっております。

大災害が発生した場合、公共の防災機関は総力を挙げて応急対策を行いますが、道路、鉄道、電気等、生活基盤の崩壊や町職員自身の被災から発災直後は防災関係機関が十分に対応できない可能性があります。

実際に阪神・淡路大震災では、地域住民が自発的に救出、救助活動をして被害の拡大を防ぎ、その後の復興にも大きな力を発揮したと聞いております。

また、新潟県中越地震のように、災害発生後の避難生活が長引く場合には、地域住民が助け合って困難を乗り越えられました。

大災害の状況下に置かれた場合、地域の方々が協力して安全の確保を図り、被害の最小化に取り組んでいくことが重要であり、自分たちの町は自分たちで守るという精神に基づく自主防災組織設立に向け、積極的に取り組んでいかねばならないのは十分承知をしております。

昨年9月に、未結成の自治会長様に自主防災組織の設立について文書をお願いをいたしました。

それにより問い合わせはありませんでした。

それぞれの地域で大きな災害がないこと、自治会運営だけでも大変なのに自主防災組織を設立また設立後の運営が大変である等、種々要因はあるのではないかと想像されます。

設立については、一朝一夕に進むものではないと考えておりますので、粘り強く機会あるごとに、自治会長様だけでなく、地域住民皆様にも必要性を周知し、設立を推進して参りたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げ、隅岡議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、隅岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、隅岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（隅岡 美子）

またプレミアム商品券については、まだ発行時期は6月から7月いうことで周知方法とか取扱店はどこになるのか、それからアンケートはまだであるということでのお話でございました。

それで取扱店ですが、商工会に入っている商店以外にも、入っていない商店にも使えるようにして頂きたいし、また予約販売というか、子育て支援の方とか障害者の方とか、そういった方々にいち早く購入してできるように、先程言うたように明徳会の110周年の時もすぐ売れたっていうことも受けまして、充分成果が上がると思っていますので、予約販売なんかして頂けたらなと思っております。またこれは要望ですけれども、多子世帯、中学生以下の子どもさんがいる世帯に対しては、何かこういった配慮をしていただけたらなと思っております。

またこのプレミアム商品券であります、県の方では、香川県はねすごく旅館とかホテルとか多いんでありますので、1泊辺り8,000円を3泊泊まりで、3泊まで割り引く旅行商品券、瀬戸内アートに触れる女子旅プレミアムクーポンなどを計画しておるそうです。

また高松市においても市内の参加店舗で使える20%のプレミアム付き商品券、これは加入店舗は25%ということで、8月から販売を致しますということで、いろいろ各市町、いろいろな工夫をしてね、皆さんが喜ばれるような、ぜひともそういったことをしていただけたらなと思っております。

また観音寺市においては、耐震改修に使えるとかそういったことも聞いております。

またそういったことで私もそうですけどプレミアム商品券というのは、日頃なかなか買えないものをこの商品券で買うということで、私もそういうふうなことに使えればなと思っておりますので、そう言ったことを要望を



いたします。

最後の自主防災組織の方ですけれども阪神淡路大震災の時でも共助で命を救ったというのが非常に多いということで、私の家の近所にも阪神淡路大震災にあった方が住んでおって、やっぱり隣の人に助けられたってということで大変そうといったことをお話を聞かせていただいたので、自治会の方に要望があればお話しに行きますということもお聞きを致しましたので、やっぱり 14 団体ではなかなか少ないんじゃないかなって思っておりますので、自治会以外にいろいろな団体にもしっかりと呼び掛けていただき、事ある度にこういったこともしっかりとどうして重要なのかというそういった必要性の部分もしっかり訴えていただけたらなと思います。

また防災士もそのように、普及、啓発をしっかりしていただいて、また広報にも載せていただけたらなって、このように要望いたします。以上です。

産業課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問というか要望の中で言われていました販売店の関係ですけれども、今多度津共通商品券の加盟店が母体になるとは思いますがけれども、商工会議所の会員様以外、それから広く取扱店は募集していきたいというような商工会議所の方もそういう考えでございますので、広報なり商工会議所の会報なりいろんな場面で周知をさせていただいて、そういう募集はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（志村 忠昭）

後は要望やったね。

はい、分かりました。

これをもって、5 番、隅岡議員の質問を終わります。

村井議員しよったら、ちょうど途中になるので、これで休憩に入ります。

申し訳ありませんけれども、これで昼食休憩に入りたいと思います。

後 2 件ほど残っておりますが、午後の一般質問にもっていききたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

再開は午後 1 時から再開いたします。

休憩 11 時 52 分

再開 13 時 00 分

議長（志村 忠昭）

午前中に引き続いて、午後の会議を始めたいと思います。

一般質問に移ります。

一般質問、4番、村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番、村井保夫です。

それでは一般質問を始めます。

私の質問は一つです。

鳥獣被害対策（カラス、ヒヨドリ）についての質問です。

昨年9月議会でも質問をさせて頂きましたが、今年も一昨年、昨年と同様に有害鳥獣の駆除を行うのでしょうか。

また駆除の成果が一昨年はカラス177羽、ムクドリ6羽、昨年はカラス104羽、ヒヨドリ、ムクドリが0羽との回答でしたが、今年も同様に駆除を行うのなら、ムクドリの駆除方法の変更を検討して頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

例えばムクドリは集団での移動・食餌行動をしています。

そこで今からは鳥獣の保護を図るための事業を実施すると共に、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防する事により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に失する事を目的とする、という法目的の中で特定猟具として今では使用禁止となっていますが、カスミ網の使用の許可を取り、カスミ網猟を考えていってはいかがでしょうか。

また最初これに係る費用の全額、または半額でも補助をして農業被害の縮小を図り、少しでも品質を守り、所得の向上を図っていかなければいけないのではないのでしょうか。

この問題に関していかがお考えでしょうかお知らせください。

以上で、4番、村井保夫の質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員の「鳥獣被害対策について」お答えをしております。

奥白方地区や見立地区より、いのししの被害を受けているので対処して欲しいという苦情を受けてから久しくなります。

その後、カラス、カワウ等を含めた鳥獣被害対策を訴える地域の方々が急速に増えてまいりました。

現在、猟友会や地域の方々と連携して被害が拡大しないよう懸命に駆除に努めているところであります。

村井保夫議員ご指摘のムクドリは益鳥であり、農作物を荒らす害虫駆除の為保護することも考えなければならないと思います。

昔、その肉がおいしいことにより、農民が好んで食べていた為、害虫が増え、農作物に悪影響をおよぼした時、「ムクドリには 1000 羽に 1 羽の毒がある」と国学者の野中兼山が毒はないのに、益鳥であるムクドリを保護する為に嘘をつきました。

このことにより農民が食べることを止めたので、農作物を守ることが出来ました。

「嘘も方便」という言葉が生まれた由来でもあります。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、詳しくは担当課長より答弁して参りますのでよろしくお願いをいたします。

産業課長（神原 宏一）

村井保夫議員ご質問の「鳥獣被害対策について」の答弁を申し上げます。カラス・ヒヨドリ・ムクドリの駆除につきましては、食害の発生を防止するため、JA 多度津ぶどう部会の依頼により、丸亀地区猟友会が実施しています。本町は丸亀地区猟友会からの有害鳥獣捕獲申請に対して、カラス・ムクドリ・ヒヨドリに限り駆除できる許可を行っています。

平成 27 年度につきましても、同様の手続きによる捕獲申請が提出されれば、許可の判断をすることになると思います。

また、駆除に係る経費のうち、日当につきましては JA 香川県仲多度地区営農センターの補助事業を活用し、弾代につきましては多度津町鳥獣被害防止対策協議会が助成を行っています。

議員のご質問にありますように、ヒヨドリ、ムクドリにつきましては捕獲実績があがらず、他の有効な被害防止策を検討する必要があることは認識しているところでございます。

しかしながら、「カスミ網」につきましては、希少鳥類などの非狩猟鳥獣を含めた多種類の鳥類を、非選択的に大量に捕獲するという理由から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 17 条において、「使用禁止猟具」と定められ、その所持及び販売は厳しく規制されています。

学術目的等による使用に限ってのみ、特例的に環境大臣の許可を得ることができるようでございますが、本町のケースにあてはまるものではございません。従いまして、その使用許可や補助を本町が行うことは不可能であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、捕獲以外の方法として、香川県では農業改良普及センターを実施主体とし、侵入防止のための防鳥網を園地に張り、実証展示を行う「カラス等被害防止技術普及事業」を実施しています。この事業の活用については JA 多度津ぶどう部会や香川県と協議を行うとともに、駆除や防除の方法について研究し、より効果的な被害防止対策の普及啓発に引き続き取り組んでまいります。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、村井保夫議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、村井保夫議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 保夫）

これは要望ではありますが、鳥獣は先程言われましたヒヨドリ、益鳥となっておりますが、ヒヨドリは指定外から外れております。

その理由として、ヒヨドリは富山県砺波市の市の鳥に指定されております。

その中で集団で畑に現われ、キャベツやブロッコリー、イチゴ、ミカンなどの農作物を食い荒らすこともあり、農家には嫌われています。

狩猟鳥指定も果実を食愛する農業害鳥である、本種を駆除できるよう配慮した為であります。

その為、ヒヨドリは指定鳥から外れております。

またムクドリはもともと農作物に害を及ぼす虫を食べる益鳥として、されていましたが、これは平均的なムクドリの数で、親2羽・子ひな6羽が1年間に食する虫の数が100万匹以上と研究されていた為、農林鳥と過去には、称えられていたそうです。

その後生息環境の破壊により、都市に適用して、大量に増殖すると、泣き声による騒音やフン害などがしばしば問題になり、日本国内では1994年から狩猟鳥に指定されています。

また先程言われましたけれども、鳥獣保護及び狩猟に関する法律第9条、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可の中で、学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第7条第2項第5号に掲げる、特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、環境大臣、またそれ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならないとあります。

その中の禁止狩猟の3番目としまして、その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするときということで、先程課長から言われました違反の方法になると、法に触れてくるわけであります。

このヒヨドリ・ムクドリの問題に関しては、多度津町だけでなく、今後香川県県内各地でもやっぱり野菜の方、主にブロッコリー、キャベツなどの被害が発生しています。

そういう中で、県への要望といたしまして捕獲方法の見直し、またカスミ網の使用、大きさなどを変更してもらって使用が出来る方向へも町の方から度あるごとに要望をしていき今後の早期の、これもいのししと同様、早期の対応をし

ていなければ今から毎年毎年鳥が増えてくるわけでありますから、前もって早い対策をとっていかなければいけないと思いますが、またその辺要望を県の方へお願いしたいと思います。

以上です。

議長（志村 忠昭）

要望ということで。

これをもって、4番、村井保夫議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成27年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、町民の足を守る地域交通、生活交通としてのコミュニティーバス巡回運行の取り組みについて、2、立てかえ払いなしで子供の医療費を中学校卒業15歳まで窓口無料化について、3番目に、水道事業の県下一元化、広域化、民営化についての3点を一般質問をいたします。

まず最初に、町民の足を守る地域交通、生活交通としてのコミュニティーバス巡回運行の取り組みについてであります。

昨年12月に私達が実施した町民アンケートでは、店が中心地に固まっていて白方の人達は車に乗らなければ買い物に行けない、今からはもっと高齢者が増えるのにどうすればいいのかと不安です。

家にいるのは老夫婦やひとり暮らしの老人ばかりです。

交通弱者対策としてのコミュニティーバスの巡回運行をしてほしい。

これは65歳から74歳の女性です。

また、車社会ではあるが、高齢者、若年者のライフラインとなる交通網は必要だと思えます。

コミュニティーバスを巡回し、皆で運動し、健康意識の向上が医療費削減につながります。

これは30歳から40歳の男性です。

また、車社会の香川では、車が乗れなくなりバスがないと買い物、病院、駅にすら行けなくなる。

日々タクシーは経済的に負担が大きく利用ができない。

これは30歳から40歳の女性です。

また、商店街が廃れ、町が空洞化しており大型店が町の中心の場となってしまい、もし将来大型店が撤退したらこの町の人買い物難民のようになるのでは。ただでさえ、年配の人は車の運転をやめて免許を返さなくなるときがいずれ来るのに。

これは 50 歳から 60 歳、女性の声でございます。  
また、町中心部だけでなく農村部にも目を向けてほしい。  
見立のような辺地の人は特に交通不便な生活を強いられている。  
老人所帯なので将来が心配です。  
これは 65 歳から 74 歳の女性です。  
また、これからは人口減少対策等、次世代重視が大事、また、町外から人を呼び町内を潤すことが必要。  
生活が第一、人が優先、そのためにも地域交通、生活交通としてコミュニティーバスの運行の実現を。  
これは 50 歳から 64 歳の男性です。  
そして、丸亀市、善通寺市、三豊市などは住民の足となるバスを市内にぐるぐる回しているが、多度津町でも 100 円バスを町内で走らせてほしい。  
高齢化していく中、運転免許証を返納すると不便でついついお年寄りが車の運転をしているのは危ない。  
多度津町でできないなら丸亀のバスを回させないか。  
まんのう町には丸亀のぐるっとバスが来ているところがある。  
これは 65 歳から 74 歳の女性です。  
また昔と違って、大きいスーパーが出来たが近くにない。  
車の運転がしにくい老人は、困っている。  
コミュニティーバス運行の実現には賛成をしている。  
これは 65 歳から 74 歳の男性です。  
そして、もっと高齢化して車の免許証を使わなくなる人がふえると思われるので必要なのでは。  
これは 65 歳から 74 歳、男性の声でございます。  
ただいま発言したのは原文のままでございます。  
このような年代層の方々から、率直で切実なたくさんのご意見、ご要望をいただきました。  
我が多度津町は、旧国鉄以前より鉄道を中心に交通の要衝として発展してまいりました。  
町内は、駅前から商店街を中心に発展してまいりました。  
このため、バス路線の運行は不十分でございました。  
町内住民の高齢化進行の中、高齢者のみの世帯が増えてきており、車を所有されず買い物や医療機関への通院などにおいて不便を感じている高齢者が多いことが町民アンケートでも寄せられております。  
これら高齢者や障害者、介護認定者など、いわゆる交通弱者の外出を支援するための制度創設、また交通弱者には自宅から買い物先や病院までの距離が苦痛

になる場合があります。

このため、デマンドタクシーの運行なども検討すべきです。

新規事業は財政負担を伴いますが、福祉施策として地域住民と協働で地域に合った交通サービスを検討し、具体的に実施すべき時期になってきています。

そして、地域の交通問題は、まちづくりや福祉、教育、地域経済という課題とも連結しており、公共交通に乗らない人たちの移動の確保が今まで以上に自治体の大きな課題となってきました。

交通は単に移動という側面から見るだけではなく、交通の本質である人と人との交流から捉えることが重要であります。

交通政策基本法の成立を受けて、2014年に地域公共交通活性化再生法が改正されました。

ここでは、地域が計画を策定しそれに対して国の補助を入れていくという大きな形はこれまでを踏襲しております。

従前の総合連携計画が交通網形成計画に名称が変更になるほか、公共特定事業の一つとして地域公共交通再編事業が新設され、そのための財源の確保もされるものと期待がされます。

地域の公共交通が持続的に維持される方向を目指し、運行経費が小さくて済む手段への転換を図ることが加速されることが考えられます。

今回は住民自身が白ナンバー車両で運行するような形態も候補として具体的に明示されており、劇的でないにしろ地域がそれを選びやすいような制度改正も伴っております。

また、誰もが利用しやすい公共交通を整備して高齢者や障害者が自由に移動できるようになれば、社会の一員となり自分で通院ができ、就労の機会を得、医療費や社会保障に要した負担が軽減され社会全体に利益をもたらす、山村に人が住んでいなければ国土は守れない、また公共交通はまちづくりのあらゆる施策分野、医療、福祉、教育、観光、商工業に共通した土台となるインフラである。

これは、クロスセクターベネフィットと呼ばれており、命の交通網のことであり、これらの考え方をもとにした地域交通政策が自治体に求められているわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、昨年3月の定例議会におきまして、敬老祝い金支給事業の見直しとして、77歳、88歳、90歳、99歳以上の節目に支給していた敬老祝い金を、77歳は現状維持とし、88歳、99歳以上を削減をし、そして90歳支給を廃止、高齢者福祉事業として発足させ、80歳以上の対象者に年5,000円、500円券の10枚分、この福祉タクシー利用券を交付しておりますが、現在までの利用者数と

利用率はどのようになっているのか。

2点目に、町としての地域交通政策にはどのようなものがあるのか。

3点目に、町民の足としての一層の切実な願いであるデマンドタクシーなど、コミュニティーバス巡回運行実現の政策についてどのように考えているのか。

次に、立てかえ払いなしで子供の医療費を中学校卒業15歳まで窓口無料化についてであります。

公的医療保険では、就学前は2割、小学生以下は3割、高齢者は1割から3割でございますが、この医療費の窓口負担が必要でございます。

子供の医療費助成制度は、この自己負担を軽くするために自治体で補助する制度であります。

助成制度の実施主体は市区町村となっております。都道府県が決めた助成制度を基礎とし、多くの市区町村がそれに上乗せをして充実をさせております。

助成内容は各自治体で違い、自治体によっては自己負担分を全額助成せず医療機関の窓口で一部負担金の支払いを求められる場合があります、例えば静岡県では、通院1回500円、月4回限度、そして入院が1日500円としております。

額は自治体によって異なります。

医療費の助成方法には、償還払い方式と現物給付があります。

償還払いは、医療機関の窓口で2割または3割の自己負担金を支払い、申請後に戻ってくるやり方でございます。

自動償還払いは、償還払いと同じように自己負担金を支払いますが、一度申請手続をすれば後は申請は不要で、後日指定口座に助成金が振り込まれます。

現物給付は、医療機関窓口での負担がありません。

ただし、一部負担金がある場合はその額を支払います。

助成方法で混合の場合があり、例えば神奈川県では、就学前までは現物給付ですが小学1年以上は償還払いというようなケースでございます。

国は、現物給付での助成を行うと受診する患者が増えて医療費が増大するとしてペナルティーを科しています。

市区町村の国民健康保険会計への国庫負担金を減額するわけでございます。

そのため、自治体によっては一部負担金を導入し、減額の率を緩めようとしているわけであります。

乳幼児医療無料化の運動は、岩手県沢内村、現西和賀町が発祥の地であり、50年以上前から取り組み、発展をし、国会、地方議会で助成制度の導入、拡充に力を入れてきた結果、2001年までに全都道府県、全市区町村で助成制度が実施され、厚労省調査2013年4月時点で、中学校卒業まで助成を行っている自治体は、通院で5割、入院で6割に広がっております。

総務省統計局就業構造基本調査によれば、30代の子育て世代の最も多い所得階



層は、1997年には500万円から690万円であったのが、10年後の2007年には300万円から390万円になっております。

子育て世代の所得は減少しているのが実態であります。

OECD（経済協力開発機構）による子供の貧困率の国際比較でも、日本の子供の貧困率が高いというデータが出ています。

子育て世代の所得が下がったり子供の貧困率が高かったりすることにはさまざまな原因があり、医療費の助成制度だけで変えられることではありません。

しかし、子供の医療費助成制度の拡充は、子供を育てる上での安心の仕組みとして非常に有用であります。

自治体により子供の医療費助成制度に差が生まれており、また制度の実施状況によっては市町村国保の国庫負担金を国が減額するペナルティーもあり、このような点は今後考えていかなければならないわけであります。

子供の窓口負担が無料になったからといって、不必要な受診が増え医療費が無駄に使われることはなく、親は子供が元気なのにむやみに医者に連れてこようとはしません。

なぜなら、不必要な受診のために親は仕事を休めません。

住むところで受けられる医療に差があるのは望ましくなく、誰もがどこでも均一の医療が等しく公平に受診できるという制度や仕組みを目指すべきであり、子供の医療費助成拡充により子育て世代に安心を与え、それが当面中学校卒業15歳までの窓口無料化、現物給付であります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、昨年平成26年4月診療分からの通院、入院費の負担金は現在まで、7歳の誕生日の末日までの乳幼児の現物支給額及び7歳の誕生日末日以後中学校卒業までのものの償還払い額は、各々幾らになっているのか。

また、年齢別では何人になっているのか。

2点目には、子供の病気、けが、事故別ではどのような割合になっているのか。

3点目には、町内、町外での医療機関等で受診した割合はどのくらいか。

4点目には、申請による償還払いの受け付け実施割合はどのくらいか。

5点目に、中学校卒業までの現物給付とした場合、昨年の実績では金額はどのくらいになるのか。

6点目に、県の子供の医療費の拡充が町の子供医療費助成の拡充につながるので、町としても強く要望していくべきと考えるが、どうか。

7点目には、国の制度として就学前までの子供の医療費の無料化を国、県へ提言、要望するとともに、現物給付を行えるように自治体へのペナルティーをやめさせることを町としても強く要請すべきと考えるがどうか。

最後に、水道事業の県下一元化、広域化、民営化についてであります。

全国町村議会議長会編による議員必携 3 ページ、序、地方自治の仕組みと議会の使命では、次のように述べられております。

1、地方自治とは地方のことをみずから治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が住民の意思に基づいてその事務を処理することをいう。

地方自治が本来の自治であるためには、国から独立をし、地方公共団体がその判断と責任で行う団体自治と、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治との2つの要素がともに満たされることが必要である。

この2つの要素を別の側面から見れば、団体自治は地方分権の原理を示し、住民自治は民主主義の精神をあらわすものと考えられるが、一般的には住民自治が地方自治の本質的要素であり、団体自治はその法制的要素であると言える。住民自治が地方自治においてその役割を発揮するためには、団体自治が必要である。

逆にまた、住民自治のない団体自治は真の地方自治とは言えない。

その意味で、地方自治のこの2つの要素は密接不可分であり、この両者を切り離して地方自治を考えることはできない。

4 ページ、2、現行憲法と地方政治では、次の5 ページに、しかも町には執行権を、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制して適正で効率的な行財政の運営の確保を目指す。

このように、町も議会もそれぞれの権限に基づいて役割を果たすのであるが、その根底にはともに住民の福祉向上という共通の大目的があり、自主性、自立性により、その結果については双方ともに直接住民に責任を負う制度となっている。

また、新地方自治ハンドブックによれば、20 編には、地方公営企業法では、水道、交通、電気、ガス、病院等、地方自治体が経営する公営企業に企業としての経済性を十分に発揮させるため、その組織、財務、職員の身分取り扱い等について企業としての実態にふさわしいような法制度を設ける必要があるというところから 1950 年につくられた法律で、その後何回もの改正、特に 1966 年の大改正を経て今日に至っております。

地方公営企業の経営の基本原則は、企業会計と一般会計との負担区分の明確化を図った上で、企業の負担とされたものについては徹底的な経営の合理化と料金の適正化を図ることにより独立採算を堅持することにより、これは 1964 年地方公営企業調査会答申とされ、この基本原則に沿って全ての制度がつくられているわけでございます。

主な柱は、1、この法律が適用される企業の範囲が、最初の法制度当時に比べて大幅に拡大されたこと、2 番目に、経営の合理化を推進するため選任の管理者

を必要とし、町や議会から相対的に自立した強力な権限を与えたこと、3番目には、一般会計と企業会計との負担区分を明確化し、性質上企業収入をもって充てることが適当でない経費などを一般会計の負担としたこと、4番目、料金の決定原則として、原価主義によるべきことと企業の健全な運営を確保するに足るものでなければならないことを明らかにしたこと、5番目に、職員の給与は職務給、能率給によることとしたことなどから成っていますと記述されています。

このたび、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について、昨年10月、11月全員協議会におきまして概要説明があり、その後町長は、12月24日に香川県広域水道事業体検討協議会長、浜田恵造香川県知事に対して参画する旨の回答をしました。

私たち議員には広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項の取りまとめの資料を配付されておりますが、町民には、「みんなの県政THEかがわ」12月号2014年での4ページ分の特集記事「検討が進む水道事業の広域化」が配布されているのみで、町民に対して何ら説明をされておられません。

先日、白方地区で老人会による町政教室が開かれましたが、私は公の参考資料として公表されているTHEかがわを増し刷りコピーをして配布しましたが、この件に関して皆さん知らないという有り様でございました。

私は、県の事業計画は北鳴の浄水場の廃止など独自水源の縮小を掲げており、災害、防災、渇水対策にも逆行しておりますし、町民財産である町営水道の将来を町民不在で進めることはやめるべきです。

また、100%町民が加入している命の水である水道事業の全県一本計画化は将来的には民営化に道を開くものであり、町の水道事業への関与を否定するものとなりかねません。

したがって、町民生活に重大な影響を及ぼす問題なのに町民への情報提供や意見聴取を行わないまま決められようとしており、この重要な案件を一方的に議会だけで議決をするのではなく、住民説明会を開き、住民合意を取りつけるべきであります。

町長の見解を伺います。

以上、3点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のご質問のうち、水道事業の県下一元化、広域化についてお答えをまいります。

この件につきましては、議員ご承知のように、2度開催させていただきました全員協議会の中で議論をさせていただきましたときにもご説明をいたしました。再度ご説明をさせていただきます。

県と8市8町、直島町は除きます、との間で水道一元化について説明があり、準備協議会に参加するかしないかの返答期限を昨年12月末までと決められました。

詳細については準備協議会で詰めていくという同意の中で、それぞれの市、町で検討がされました。

本町におきましても議会にお諮りをし、その2回目の全員協議会において、協議会に参加するかしないかは町長の判断に委ねるという決定をいただきました。決断の期限が迫っている中で、町民皆様の代表者であり代弁者である議会議員皆様に、丁寧な説明をもってお諮りしたと思っております。

全員協議会は賛否を問う委員会ではありませんので、一任をいただいたということで、水道事業の今後の課題であります人口減少等に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化に伴う更新工事の増加、経営改善などの対応を総合的に判断し、重責を担いながら協議会参加の旨を浜田知事に回答いたしました。

決定に関する過程におきましては、県内8市8町全て同様であります。

平成27年度より具体的な内容につきまして協議し、調整、検討を進め、広域企業団が設立されるのが3年後の予定であります。

その間、進捗状況につきましては、議会の皆様にお諮りするとともに、町民皆様にも情報を開示してご理解をいただいております。

また、議員ご指摘の災害、防災、渇水対策については、重要課題であり、設立準備協議会の中で現在、町の所有する施設の利用についても再度しっかりと議論させていただき、協議の進捗状況につきましては議会に報告させていただきます。

なお、現在検討されています企業団につきましては、香川県及び参画市町が構成団体ですので、水道事業に対し町の関与がなくなるわけではありません。

本議会に提出されています議案が可決された後には、常にご協力いただいております水利関係の皆様には十分な説明が必要でありますし、町民皆様にも広報紙等を活用し情報提供に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます、そのほかのご質問につきましては各担当課長より答弁してまいりますので、よろしく願いをいたします。

福祉保健課長（山下 俊和）

尾崎議員ご質問のコミュニティーバスについての1番目、高齢者福祉タクシーの利用状況についてお答えいたします。

80歳以上の方を対象とした高齢者福祉タクシーは昨年6月から事業を開始いたしました。現時点までに申請をされタクシー利用券をお持ちの方が1,298人で、事業開始時点での対象者が2,347人ですので、申請率は55.3%になります。また、6月から1月末までに使用されたタクシー利用券の枚数は4,718枚とな

っており、1 月末までにお渡ししたタクシー利用券の総枚数を分母とした利用率は 36.5%になります。

以上で尾崎議員のご質問についての答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問の 1 点目のうち、町の地域交通政策、コミュニティーバス巡回運行実現の政策についてお答えいたします。

まず、町の地域交通政策についてであります。地域公共交通活性化再生法が改正され、それに伴い基本方針も改定となりました。

また、先月には交通政策基本計画が閣議決定され、地域公共交通に対する注目が集まってきているのは事実であります。

地域公共交通の形成計画については、国の基本方針にのっとり地方公共団体が事業者と協議の上、協議会を開催し策定するものですが、基本方針でまちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保や広域性の確保、具体的で可能な限り数値化した目標設定等の事項が定められており、町単独ではかなりハードルが高いものであると思われま。

また、地域公共交通再編事業については、既存の公共交通の再編に関するものであり、現状では定住自立圏内での既存交通機関の再編という形で対応するのが適当であると考えております。

いずれにしても、交通政策については町単独で考える部分、定住自立圏の中で検討を重ね地域戦略ともすり合わせを行いつつ形成していくことが必要かと考えております。

次に、コミュニティーバス、デマンドタクシーの運行についてですが、以前の一般質問でもお答えしたとおり、現在のところ実施は考えておりません。

しかしながら、本町の高齢化率も 30%を超えた中、今後は交通弱者対策として一つの手法となることは認識しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、尾崎議員への答弁といたします。

住民課長（矢野 修司）

尾崎議員ご質問の 2 点目、子供の医療費を中学校卒業 15 歳までの窓口無料化について答弁を申し上げます。

本町では、従来の乳幼児医療費助成制度と子育て支援医療制度を統合、拡充し、中学校卒業までの入院、外来に係る医療費を助成する新たな乳幼児等医療費助成制度を平成 26 年 4 月診療分から実施しております。

ただ、尾崎議員のご質問にありますように、今回年齢の拡充を行った対象の子供に関しては、一旦窓口で医療費の支払いを行っていただき、後日申請に基づきさきにご負担いただいた医療費をお返しする、いわゆる償還払いの制度をとっております。

そこで、尾崎議員のご質問の1点目についてでございますが、同じ方が複数回受診する場合もあることから、実人数ではなく受診件数として答弁をさせていただきます。

平成26年12月末現在の実績といたしましては、従来の7歳誕生月の末日までの方の受診件数及び助成額は、1万4,871件で3,285万212円、また7歳の誕生月の翌月以後中学校卒業までの方の受診件数及び助成額は、9,562件で1,449万4,803円となっております。

次に、ご質問の2点目、3点目及び4点目についてでございますが、医療費の助成の申請の際には疾病名が記載されないため、病気、けがなど別の受診割合はわかりませんが、新たに拡充した対象者に関しましての町内、町外の医療機関の受診割合は、町内33%、町外67%で、約1対2の割合となっております。また、町内の医療機関に関しましては、対象者の方にお渡ししております資格者証を受診の際に医療機関に提示していただければ医療機関より受診した翌月にまとめて報告があるため、申請はほぼ100%であると考えておりますが、町外の医療機関に関しましては受診に対する申請の割合は把握する方法がないのが実情でございます。

次に、ご質問の5点目についてでございますが、中学校卒業まで現物給付とした場合の推計でございますが、平成20年8月に7歳未満の方について現物給付とした際には、受診件数は約1.24倍、助成額については約1.19倍増加いたしました。

その例を参考に推測いたしますと、今年度新たに拡充した部分は現在月平均200万円前後の助成額で推移しておりますことから、昨年度に比べますと現物給付とした場合には助成額は約2,856万円増加すると考えられます。

最後に、ご質問の6点目及び7点目についてでございますが、乳幼児等医療費助成制度を初めとする福祉医療制度の拡充につきましては、毎年度香川県町村会を通じて香川県に要望をしているところでございます。

香川県が医療費助成制度を拡充することは県下の全ての市町が望むところであり県内市町と連携を図りながら今後も県に対し引き続き要望をしてまいります。また、国への要望に関しましては、国は医療サービスの提供を受けることに対して受診者が一定の負担をすることが原則であるという考えであり、現物給付化に対しては否定的であります。

これに対し、全国町村会でも社会保障制度改革国民会議等の場におきまして乳幼児等医療費助成制度を初めとする少子化対策の必要性を訴えているところで、本町としても香川県町村会に働きかけ、引き続き強く要望をしてまいりたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目に、コミュニティーバス巡回運行の件でございますが、福祉タクシー券を発行して申請の申請率、使用率 55.3%と現実には 36.5%という枚数の報告がございました。

これは、当初は半分の見積もりというか、そういう案でありましたけれども、それからしますとやはり半分ぐらいしか利用、また券の発行枚数も4割切れているということでございます。

そういう意味で、やはりこれについては特定の80歳以上の方だけということでございますので、私が今申しておりますのは、この分は、これはこれで今やっておるんですが、さらに町全体ではやはり運行利用者と行政と道路管理者、つまり警察署ですね、それと交通業者、これはいずれにせよ4者による協議会を設置して運行を協議をしながら進めていくというのが基本でございますから、ぜひこの点については足を踏み出してやっていくことが大事ではないかと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思っております。

それから、2点目の子供の医療費の問題でございますが、町内が33%、町外で67%で1対2で、町外の受診の内容の割合がよくわからないということでございます。

そういう意味においてこの償還払いというのは、やはり町内は把握できるが町外は把握できないということでございますので、ぜひこの分についても把握をしていただきたいのと、それから町内では申請がほぼ100%だということの答弁がありました。

それはそれでいいんですが、この医療機関との関係で、無料化した場合は、医療機関はどのような考え方をしているのか。

町のだけではなくて、医療機関との関係もでございます。

そういう意味で、この受診の件は医療機関のほうはどうなっているのかということをお聞きしたいのと、それからやはり子供の病気の重症化です。

今、先ほど言いましたように、受診をためらううちに子供が肺炎なんかで入院するなどの重症化につながるということで、非常にこの無料化というのは子育て世代に安心を与えているということでございますので、そういう意味ではこれを推進すべきだと考えておりますが、その点もあわせてお願いしたいと思います。

それから、3点目の水道事業の県下一元化の問題で、ただいま町長からご答弁がありましたけれども、議会はもとより町民の間にこの水道の広域化、民営化

の切実な声、これの議論も起こっていない状況のもとでこの準備協議会に加入ありき、この前提で、政治主導でこの進め方というのは間違っているのではないかと思います、そのお考えをお聞かせください。

それともう一点は、質問いたしました、町と町民との信頼関係がこのことによつて失われるのではないかとということをございます。

なぜかという、町はやはり平成の大合併において自立していくということを選択し行ったわけをございます、今度水道事業の広域化というのは、合併しない町として単独でやっていくということを選択したのにかかわらず、こういうふうに広域化行政に乗っていくということについてはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思ひます。

それから、今行政の簡素化、効率化、経済効率なんです、こういうことを今回も言われております、住民自治の観点から行政の対応について、財政状況も厳しいんですが、このことについて対応についての考え方をお聞きしたいと思ひます。

そういう点でひとつ答弁をお願いしたいと思ひます。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎 忠義議員の再質問についてお答えをしましてまいります。

水道の一元化につきましては、町民皆様の代弁者であり代表者である議会の議員の皆様にも十分にお諮りをしたと思ひております。

期限が切られている中で、8市8町全て同じ条件の中でこの問題について真摯に取り組んでまいりました。

その全ての市町が同じ条件の中でこの問題について考えていったわけですが、この協議会に参画するから一元化が決まったというわけではありません。先ほども申しましたように企業体ができるのが3年後ぐらいになっております。その間にこれからいろいろと、先ほど申しましたような町の問題など検討して、そしてそのことについては議会の皆様にもご説明をし、お諮りをしていくと思ひております。

決して町民不在の決定をしたとは思ひておりません。

住民不在ではないということをお伝えをしたいと思ひております。

また、水道一元化が合併につながっていくということにつきましても、全く見当違いだと思ひております。

今参画する構成団体とそして県との間で決めていくこととありますので、合併という言葉とは全く無縁のものだと考えております。

もう一つ、コミュニティーバスのことにつきましては、以前にもお話ししたことがあります、定住自立圏の中でこの問題について検討いたしました。



そのときに、丸亀市と善通寺市が今コミュニティーバスを運行しております。その中に多度津町も加えていただけないかということで十分検討させていただきました。

丸亀、善通寺の担当者と私どもの担当者が話をさせていただきました。

その中で、丸亀も善通寺もこれ以上の財政負担は市民に強いることはできない。このコミュニティーバスの運行に対しましては全て赤字になります。

多度津町の場合には、以前の数字ですけども、年間4,000万円から5,000万円ほどの赤字になるという試算が以前の委員会で示されたところであります。

そのような4,000万円から5,000万円の財政支出を、また2万3,600人の町民の中で1日どのくらいの方がご利用になるのか、そういう費用対効果も考えた上で、行政は町民の皆様から預かっております大事な税金を活用していかなければいけない、また財政の健全化は必ず守っていかなければいけない、それは私の考えであります。

そういう中で、尾崎議員の考えとは矛盾するとは思いますが、私が述べさせていただいたのは、どうしてもコミュニティーバスに固執をするのであれば、善通寺と丸亀、そして多度津町と行政の合併をすればそれはできるのではないかというご提言をさせていただいたところであります。

どうか、このコミュニティーバスの運行に関しまして、今多度津町では単独ではなかなか難しいということをご理解をいただき、その中で福祉タクシー制度をもっともっと充実していこうと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

住民課長（矢野 修司）

尾崎議員の再質問に対してお答えをいたします。

町内、町外の受診割合の件について、町外の医療機関の場合、申請割合が幾らになるか把握できないのはなぜかという点でございますが、町外の医療機関の場合、当然67%の方が受診はしておるんですが、町外の医療機関で受診をしてその申請をする場合、これはご存じだと思うんですが、病院のほうの証明が必要になります。

そのときに、全ての病院かどうかまだちょっと把握できておりませんが、例えば善通寺にあります総合病院でいいますと、1件当たりの証明手数料が200円必要になるということで、その申請をしない方がおいでるというような実情もございます。

そういった意味合いで、結果として申請が出てきた方しか把握できない、よって受診者に対する申請者の割合は把握しようがないということでお答えをさせていただきました。

それと、医療機関については、これを今現在償還払いにしているものを現物給

付するとした場合も何ら対応について問題はないと思いますが、それより以前に乳幼児等医療費助成というものに関しては、これはあくまでも福祉医療全般の中の一つということでもあります。

これ以外にも、重心医療でありますとかひとり親家庭医療という制度もございます。

そういった他の制度との公平性の確保も考えていかなければいけない。

また、町全体の施策の中においての重要性、優先順位等も含めて考えていく必要もあると思いますことから、今現在においては、先ほどの答弁で申し上げましたが、国は医療サービスの提供に対しては受益者負担は当然のことであるというような考えもございますし、あくまでも県内市町全てだろうと思いますが、県の今後の動き、要望も含めまして当然してまいります、そういったところに左右される部分も大きいというふうに考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

ただいま再質問に対する答弁が町長、担当課長からありましたが、再々質問があれば、尾崎議員、お受けいたします。

尾崎議員、ちょっとわかりにくいんですわ。ちょっと済みませんが、単刀直入にお願いいたします。

議員（尾崎 忠義）

わかりました。

最初のコミュニティーバスの運行でございますが、1つお聞きしたのは、企画政策課はどのようにお考えになっとんかをお聞きしたいと思います。

それから、2番目の医療費の問題でございますが、今やはり拠点病院というのは町外ばかりなんですね。

ですから、特に子供の場合は善通寺は小児病院がありますし、夜中に急になった場合でも受診できるというあれがあります。

そういう意味においてこれについてぜひ、申請割合が把握できないというんですがここら辺を、行って受けたということはわかるんですからぜひこれは把握していただきたいということでございます。

それから、水道事業のことでございますが、水道事業というのは、ご存じのとおり命の水ということで100%皆さん加入しておられるということがありまして、準備協議会に加入するかせんかという以前に、私はこのように、言うたように、やっぱり事前に説明をせんかったらやっぱりこれは議会だけで議決してゴーサインを出すというのは、それだったらもう途中から都合が悪くなったというたらおかしいんですけど、そういう脱退ができるんかどうかというのをひとつお聞きしたいと思います。

そういう意味で答弁をお願いいたします。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の再々質問ですけど、コミュニティーバスは当初政策企画が担当でございましたが、定住自立圏の中で企画政策課のほうが取扱ってましたが、昨年度から総務課の方へ担当が変わりまして、私のほうでお答えさせていただくようになっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。方針につきましては、先ほど町長が述べました方針で進んでおるということをここで改めてご理解いただきたいと思います。

住民課長（矢野 修司）

尾崎議員の再々質問についてでございますが、再度、課のほうに戻りまして、今議員がご質問されたような部分について調査できるかどうか確認をいたしたいというふうに思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

上下水道課長（河田 数明）

尾崎議員の再々質問の答弁をさせていただきます。

今、議会にかけさせていただいております準備協議会の案件で、協議会等に入った場合脱退できるかというご質問だと思っておりますが、こういう団体は地方自治法にのっとりしました一部事務組合ということで進めておるものでありまして、地方自治法の中にはやはりそういう脱退する手続等の部分も含まれて入っております。

ですから、この法にのっとりした手順を踏めばそういう行為もあり得るかと思いますが、今からこの準備協議会の中で十分検討した中で議員様のご意見等も伺って進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって10番 尾崎議員の質問を終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

散会 午後2時16分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 3 月 10 日  
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 27 年第 1 回多度津町議会定例会議事日程

3 月 10 日（火）午前 9 時開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 一般質問